



Title	消費者信用取引と割賦販売法五条・六条（2・完）
Author(s)	千葉, 恵美子
Citation	北大法学論集, 33(3), 257-302
Issue Date	1982-12-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16405
Type	bulletin (article)
File Information	33(3)_p257-302.pdf



[Instructions for use](#)

消費者信用取引と割賦販売法五条・六条 (二・完)

千 葉 恵美子

目 次

- 一 問題の所在
- 二 立法過程からみた割賦販売法五条・六条の適用範囲
- 三 割賦販売法五条・六条の人的適用範囲 (以上三三三卷二号)
- 四 取引形態からみた物的適用範囲
 - (一) はじめに
 - (二) 判例の分析
 - (三) 物的適用範囲をめぐる解釈基準の設定
- 五 結語 (以上本号)

四 取引形態からみた物的適用範囲

(一) はじめに

本章の課題は、判例を素材として、割賦販売以外の消費者信用取引へ割賦販売法五条・六条を類推適用すべき実際の根拠を論証し、かつ、それを通じて解釈的基礎を提供することにある。

一九六五（昭和四〇）年以降、顕著になった消費者信用取引形態の多様化現象に対して、我国の法規制の対応が遅れていることは、すでに二で見えてきたとおりである。すなわち、割賦販売法の制定当時（一九六一年）、起草者及び立法者が五条・六条の適用を意図した取引形態は通常の割賦販売のみであり、一九七二（昭和四七）年の改正時にも五条・六条の適用範囲の拡大措置はとられなかった。一九七二年の改正は、消費者保護を目的としながらも、とりあえず改正が可能で立法措置を必要とする事項のみを取り上げた、いわば緊急避難的性格の強い立法であったと言っても過言ではない。結局、割賦販売以外の消費者信用取引においても、顧客が賦払金を遅滞した場合に発生する紛争につき、割賦販売法五条・六条が具体的解決基準を提供するか否かは、一九七二年の割賦販売法の改正後も解釈問題として残されたままであると言えよう。

一九六五年以降、消費者信用取引形態はとりわけ多様化したと言われている。しかしながら、信用供与に伴う業務——信用調査、資金負担、債権回収、貸倒処理——の一部または全部を販売業者以外の第三者に代行させながら、同時に顧客に対して分割払いによる商品等の取得の機会を与えるように各取引構造が設計されている点で、多様化したとさ

れる与信形態間にも共通した特色がある。このような取引形態を法的観点から観察すると、通常の割賦販売では、販売業者と購入者間の契約に基づいて発生していた債権債務——購入者の販売業者に対する目的物引渡請求権、販売業者の購入者に対する賦払金請求権等——が販売業者・購入者・与信者の三当事者間——目的物引渡請求権は購入者・販売業者間に賦払金請求権は与信者・購入者間——に分化して発生することになる。

ところが、消費者にとっては即金ではなくて分割払いで商品を購入できることが重要であって、賦払金の支払先が販売業者であるかそれとも販売業者以外の第三者であるかは主要な問題ではない。従って、割賦販売以外の取引形態においても、その取引が割賦販売と同様の経済的効果を達成するために締結されている以上、右取引の購入者の地位にある消費者にも割賦買主と同様の保護を与えるべきであると解することには、それなりの合理性があると考えられる。

立法論として、包括的消費者信用取引法の必要性が提唱される根拠も、まさに各取引形態を全体として観察すれば、これらの取引がいずれも消費者に分割払い等の方法により支払又は返済の繰り延べを認めつつ、商品等の購入を可能にしているという点に、すなわち各取引形態の経済的機能の同一性に求められている。⁽¹⁾

しかし、このような取引形態間の経済的機能の同一性から直ちに、現行法の解釈問題として、割賦販売以外の取引形態を利用して商品を購入する場合にも、その取引が購入者のために商行為とならない以上(三参照)、賦払金の支払遅滞を理由とする与信者からの無催告解除や期限の利益の当然喪失条項の主張及び損害賠償の予定や違約金条項に基づく多額の金銭の請求に対して、割賦販売法五条・六条を類推して制限を加えるべきであると解することは、あまりに短絡している。たとえば次のような事例を想定してみよう。甲は乙より金銭を借受け一定の利息を附して毎月一定額を返済する旨、約した。貸主たる乙は甲が右金銭をいかなる目的に利用するか知らなかった。甲はこの資金で丙より自動車を購入し、即、売買代金を完済したが、乙に対する賦払金の返済を途中で遅滞した。そこで、乙は甲との約定に基づき甲の

期限の利益を喪失させ、残債務とこれに対する約定遅延損害金を請求したとしよう。仮に、割賦販売との経済的機能の同一性のみから、他の消費者信用取引に対しても割賦販売法五条・六条の類推適用が認められるならば、右の事例においても、甲に割賦販売法五条・六条による保護が与えられねばならないはずである。なぜなら、右取引も、経済的效果の面から見れば、甲に分割払いによる自動車購入を可能にしているといえるからである。しかし、貸付金の利用目的が限定されていなかったにも拘らず、甲がたまたま自動車を購入したことで、甲乙間の契約にも割賦販売法による規制を認める右の結論は明らかに疑問である。つまり、解釈論として、割賦販売以外の消費者信用取引形態に対する割賦販売法五条・六条の類推適用の可否を考察するためには、販売業者・与信者・購入者の三当事者間に機能的に関連しながら存在する法律関係を割賦販売の法構造と同視できるか否かという点、すなわち、取引構造の点から検討を加えなければならぬのではなからうか。

後述するように、判例は、ローン提携販売につき割賦販売法六条の類推適用を認容した最(一)判昭和五十一年一月四日(民集三〇巻一〇号九一五頁)を契機として、起草者及び立法者の意図とは異なり、割賦販売以外の取引形態へ割賦販売法五条・六条の類推適用を拡大する傾向にある。そこで、以下では、割賦販売法五条・六条による規制を割賦販売以外の消費者信用取引形態へ波及させることが解釈論上可能であるか否かを検討するための手懸りとして、我国で現在一般的に利用されている取引形態に関して、断片的ながら存在する判例を分析してみることにしよう。

(一) たとえば、竹内昭夫「消費者保護」『現代の経済構造と法』一九七五年一三五頁以下、国民生活審議会消費者政策部会報告「消費者信用取引の適正化について」経済企画庁国民生活局消費者行政第一課・第二課編『消費者政策の新しい課題』一九八〇年三七頁。

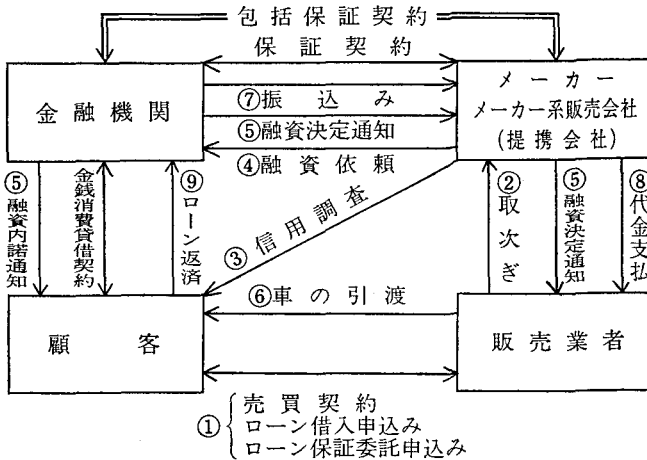


図11 a 自動車のローン提携販売

顧客はまず販売業者と売買契約を締結し、ローン申込書、ローン保証委託申込書を差し入れ①、これを販売業者が提携会社に取次ぐ②。連絡を受けた提携会社は、自ら顧客の信用調査③をしたうえで、連帯保証を決定した場合には、ローン借入申込書を添付し、金融機関に対して融資を依頼する④。金融機関はローン借入申込書にもとづいて融資するかどうかを審査し、融資をする場合には、顧客に融資内諾の通知をする⑤。連絡を受けた顧客は、金融機関と金銭消費貸借契約を締結する。一方、金融機関は提携会社に、提携会社は販売業者に対し、顧客に対する融資決定を通知する⑤。販売業者は顧客に車を引渡す⑥。これと前後して顧客に融資された購入資金は、金融機関・顧客間の約定にもとづき、金融機関によって直接、提携会社の口座に振り込まれる⑦。さらに保証料が差引かれた額が提携会社から販売業者へ販売代金として支払われる⑧。顧客は、金融機関に以後借入金を月賦払いで返済する⑨。

(二) 判例の分析
(a) ローン提携販売

動産のローン提携販売は、顧客・販売業者間の売買関係、金融機関・顧客間の金銭消費貸借関係及び金融機関・販売業者間の連帯保証関係から構成されている取引形態である(図11 a・b参照)。なるほど、販売業者・顧客間の売買関係だけを取り出してみると、販売業者は商品を顧客に引渡し、顧客は金融機関から借入れた金銭によって一括して売買代金を完済しているから、販売業者・顧客間には割賦販売契約ではなくて、売買契約が締結されているにすぎない。他方、金融機関・顧客間の金銭

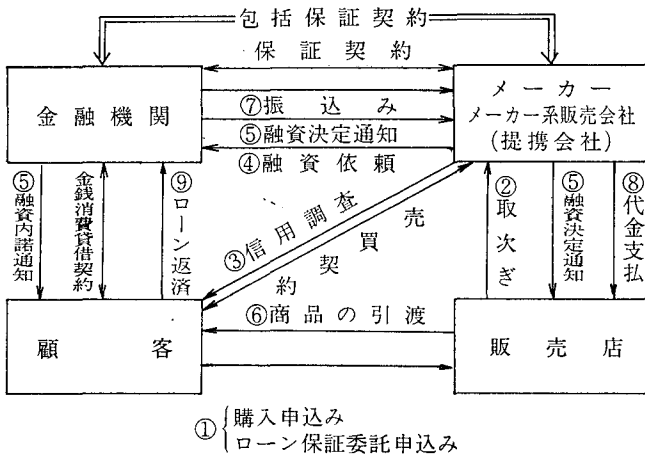


図11 b 電化製品のローン提携販売

販売店は提携会社の取次店であつて、顧客が販売店に購入の申込をすると、その申込が提携会社へ送付され、提携会社が顧客の信用調査をしたうえで、顧客と売買契約を締結する点が自動車のローン提携販売と異なる。

消費貸借関係だけを取り出してみると、金融機関は顧客に商品の購入資金を供与しその返済につき賦払いを認容しているにすぎない。このようにローン提携販売を構成する法律関係を全取引過程から切り離して分析すると、確かに販売業者・顧客間の関係にも、金融機関・顧客間の関係にも割賦販売法五条・六条の類推適用を肯定させる、割賦販売と同視しうる取引構造は存在しないことになる。⁽²⁾

ところが、判例は次の二つの事件で、ローン提携販売につき割賦販売法六条の類推適用を認容している。一つは、販売業者が購入者の銀行に対する借入金債務を代位弁済したことで取得した求償債権の遅延損害金について割賦販売法六条を類推適用して年六分を越える請求を無効と判示した、前掲最(一)判昭和五一年一月四日であり、二つは、販売業者の求償債権自体に割賦販売法六条一号を類推適用して販売業者の請求額を制限した、大阪高判昭和五五年二月二九日である。

〔9〕 最(一)判昭和五一年一月四日(民集三〇卷一〇号九一五頁)⁽³⁾
 〔事実〕 Xは本件自動車を買取自動車販売会社より購入した

が、代金の一部を中古車で代物弁済し、残代金と中古車の未払代金のYによる立替分をYが提携するA銀行から借入れて、Yに一括して支払った。Xが割賦金を遅滞したため、A銀行は、Xの借入金につき連帯保証人となっていたY及びB信用保証会社に對してXの残債務を請求した。Y及びBは右債務を弁済し、BがYに、Xに對する求償権を譲渡した。YはXと求償債務の弁済につき協議した結果、分割払いで返済し、各賦払金を手形金額、返済期日を支払期日とする約束手形を振出すこと、賦払金の支払を一回でも遅滞したときには期限の利益を喪失し、残債務につき日歩九銭の遅延損害金を付し一時に全額を支払うこと、かつ、返済しないときには強制執行を受けても異議がない旨、約定し、以上の事項につき公正証書を作成することとした。ところがXは再度、賦払金の支払いを遅滞したので、Yは公正証書を作成するとともに、本件自動車車の返還を求めた。XY間の当初の売買契約の約定にもとづき、日本自動車査定協会の査定をうけ、Xの残債務に充当した。Yは残金とこれに對する遅延損害金を確保するため、公正証書にもとづきXの織機、家財道具に對して強制執行をおこなった。この強制執行に對してXが請求異議の訴えをおこなったのが本件訴訟である。第一審・原審ともにXの請求棄却。X上告。

〔理由〕 本件のごときいわゆるローン提携販売において、商品の買主が売主に對し負担する求償債務は、その実質において割賦販売代金債務と異なるものではないから、買主の右求償債務不履行の結果売主によつて留保所有権が行使され、商品が売主に取戻され、買主が売主に對し求償債務の残額から右取り戻された商品の価格を控除した額の金員を一時に支払うべきこととなつた場合においては、商品の割賦販売契約が代金債務不履行により解除された場合と同視し、右金員に附加して支払うべき遅延損害金については、割賦販売法六条が類推適用され、商事法定利率である年六分の割合に制限されるものと解するのが相当である。

〔10〕 大阪高判昭和五五年二月二十九日（判例タイムズ四二二号九三頁）⁽⁴⁾

〔事実〕 A会社はX住宅機器販売会社よりエアコンを購入し、その代金の支払いのためB銀行より一、八〇〇、〇〇〇円と利息を合わせてXにエアコンの購入代金を支払い、XはエアコンをAに引渡し据付工事を完了した。その後、Aは不渡手形を出し、倒産の危険があつたため、XはAの承諾を得て、本件エアコンを引きあげた。XはBよりAの債務不履行を理由に保証債務の履行を求められ、XはBに延滞利息を含め元利合計一、五七九、三六五円を代位弁済し、Aに求償した。しかし、Aは五八、二〇

○円を支払っただけであつたので、Xは本件エアコンを二三〇、〇〇〇円と評価し、求償債権に充当した。そこでXはAの求償債務の連帯保証人であるYとの間で、求償債務残額一、二九一、一六五円につき毎月八〇、〇〇〇円ずつ支払う旨の和解が成立した。Yも一六〇、〇〇〇円Xに弁済しただけであつたので、XはYらに保証債務の履行として、求償債務額一、一三一、一六五円とこれに対する代位弁済の日の翌日から支払済みまで日歩四銭の割合による約定遅延損害金の支払いを請求した。第一審は、評価方法の点でYらの主張を認め、本件求償債務残額一四二、四六五円とこれに対する年六分の割合による遅延損害金を認容し、和解も割賦販売法六条に反する限度で無効であると判示した。X控訴。

〔理由〕 本件エアコンの売買は、割賦販売法二条二項のローン提携販売に当たつたものであつて、この商品の買主が売主に対し負担する求償債務はその実質において割賦代金債務と異なるものではないから、買主の右求償債務不履行の結果売主によって留保所有権が行使されて商品が売主に取り戻され、買主が売主に対し求償債務の残額から右取り戻された商品の価格を控除した額の金員を一時に支払うべきときは、商品の割賦販売契約が代金債務不履行により解除された場合と同視し、その損害賠償の額及び遅延損害金の額について同法六条が類推適用されるものと考え、割賦販売法六条一号の「通常の使用料」とは一般の賃貸借などにおける通常の使用料の額を指し、特別な損耗額を含むものではないし、「返還された時における価額」とは、返還商品の中古品としての転売可能価値をいうものであるところ、X主張の標準使用損料表は単純な賃借料などの合理的に算定された通常の使用料ないし返還商品の適正な価額を示すものと認められない。また、右の使用料ないし返還商品の価額は公正な機関による評価に従ひ合理的に算定すべきものであつて、予め売主側で使用料算定のための料率表による旨を約款に定めても、合理的算出根拠が認められない限り、同表によらねばならないものではない。しかも、本件においては、買主が売主に返還する商品の評価額は「電機業界の商慣習に従ひ評価すること承諾する」旨の約定が存することは当事者間に争いはないけれども、右損料表によることが前示約定にいう「電気業界の商慣習」にまで定着しているとは認められない。

〔9〕・〔10〕判決は次の二点を根拠として割賦販売法六条の類推適用を認容している。すなわち、購入者が販売業者に對して負担する求償債務がその実質において割賦代金債務と異ならず（第一の根拠）、右の性質を具備する求償債務の残額から留保所有権に基づき販売業者によつて取り戻された商品の価格を控除した額を購入者が一時に支払うべき時に

は、割賦販売契約が割賦代金債務の不履行により解除された場合と同視しうる(第二の根拠)とする点である。

第二の根拠については、これまで先例となる判例が存在しなかったわけではない。割賦販売法六条は、その文言上から明らかなように、購入者の賦払金の遅滞を理由として割賦販売契約が解除された場合に、販売業者の損害賠償請求額等を制限しているにすぎない。しかしながら、割賦販売契約についてではあるが、購入者に賦払金の遅滞があった場合に、販売業者が契約を解除せずに、期限の利益を喪失させ未払代金を一括請求する場合にも割賦販売法六条が適用されると判示した裁判例がある(〔11〕 札幌簡判昭和四四年一月二六日下級裁判事裁判例集二〇卷一一号九九〇頁、〔12〕 東京地判昭和四七年一月二一日判例時報七〇七号六六頁)。

〔11〕・〔12〕判決が指摘するように、なによりもまず第一に割賦販売法六条の立法趣旨から右の結論は正当化される。すなわち、六条が販売業者の請求額を制限するのは、「消費者が指定商品を割賦購入する買主である場合には、割賦販売業者が一方的に定めた損害賠償等を含む定型契約条項に従うことを余儀なくされ、そのため割賦金の支払いを遅延した場合に右条項を根拠に買主が不当大な遅延損害金を請求されることの弊害から買主を保護する」趣旨であって、保護される購入者の範囲を契約を解除された購入者に限定する合理的理由が存在しないからである。換言すれば、購入者の賦払金の遅延を原因として発生した契約関係の清算につき、購入者に一定の保護を与える規定が割賦販売法六条であり、立法者が解除と期限の利益喪失とを明確に区別し、前者のみを制限する意思を有していたとはいえない。むしろ「後者のことをあまり考慮せずに前者についてのみ制限する規定を置いた」と考えられる(6)。

なるほど、解除と期限の利益の喪失は法律構成を異にする。けれども、契約解除後、購入者が目的物を返還しない場合に割賦販売業者が損害賠償請求する事例(割賦販売法六条二号参照)と購入者の期限の利益喪失後に割賦販売業者が残割賦代金債務を一括請求する事例(〔11〕・〔12〕判決)、及び、契約解除後、購入者から目的物の返還を受け、割賦販売

価格相当額から右目的物の返還時の価格を控除した額を請求する事例（割賦販売法六条一号参照）と購入者の期限の利益喪失後に留保所有権の履行により返還を受けた目的物の価格を控除して残割賦代金債務を一括請求する事例における割賦販売業者と購入者との利益状況は実質的には異ならない。それにもかかわらず、契約が解除されない以上、割賦販売法六条の適用がないと解すれば、期限の利益を喪失させ残債務を一括請求することによって容易に六条を潜脱しうることになる。以上の理由から、購入者の賦払金の遅滞を理由として、販売業者が購入者の期限の利益を喪失させ残割賦代金債務を一括請求する場合にも六条が適用されると解する右下級審判例の結論は正当と考えられる。⁽⁷⁾

従って、ローン提携販売の場合にも、「9」・「10」判決が指摘するように、販売業者による契約の解除の意思表示が介在していないという一点をもって割賦販売法六条の類推適用を否定する合理的根拠は存在しない。⁽⁸⁾販売業者の購入者に対する求償残債務の一括請求は、購入者の賦払金の遅滞を原因とするローン提携販売の清算関係を表現するものであり、求償債務が割賦代金債務と実質的に異ならなければ、販売業者の右請求は割賦販売法六条一号括弧書きの場合と同一の利益状況を販売業者と購入者の間に発生させることになるからである。

ところで、右の結論は、求償債務が割賦代金債務と実質的に異ならないとする「9」・「10」判決の第一の根拠を前提として、初めて成り立つ議論である。

ローン提携販売は、後述する他の取引形態と異なり、⁽⁹⁾与信者である金融機関自身が貸倒処理機能を負担しない点に特色がある。すなわち、購入者が金融機関に対して賦払金の支払いを遅滞すると、金融機関は購入者の期限の利益を喪失させ、販売業者に対して保証債務の履行を請求するから、金融機関自身は直接に購入者の不払いの危険を負担しないことになる。従って、賦払金の不履行の結果、購入者がさらされる危険——期限の利益の当然喪失条項の主張、損害賠償の予定や違約金条項に基づく多額の金銭の請求——も、販売業者の購入者に対する求償債権の行使の段階で発生するこ

とになる。しかしながら、購入者の賦払金の遅滞に伴う右の危険は、すでに金融機関と購入者の間で潜在的に発生していたものと解せられる。なぜなら、販売業者の求償債権の行使を可能にしたのは、金融機関が購入者の期限の利益を喪失させ、金銭消費貸借上の残債務全体につき購入者を遅滞に陥れ、販売業者が右債務を購入者に代って弁済したからであり、求償債権額は代位弁済額を基本とするからである（民法四五九条参照）。

それ故、ローン提携販売に割賦販売法六条の類推適用を認容する主要な根拠が「販売業者の求償債務と割賦代金債務の実質的同一性」という点にあるとしても、この点に解釈的基礎を与えるためには、求償債務の背後に存在する金融機関・購入者間の金銭消費貸借上の債務が、割賦代金債務と実質的に同視しうるか否かを考察することが必要となる。⁽¹⁰⁾

右債務の性質決定にあたり考慮すべき事実は、顧客が、分割払いによる商品の購入という経済的効果を享受するため、一方で金融機関との間に独力で金銭消費貸借契約を締結し、他方で販売業者との間に売買契約を締結したわけではない、という点にある。

確かに、ローン提携販売を利用することによって顧客は分割払いで商品を購入するという利益を得ているが、ローン提携販売という取引構造の当事者となることによって金融機関や販売業者も顧客に劣らず利益を享受している。すなわち、販売業者にとっては、利息を支払って金融機関から営業資金を調達しなくても、金融機関に顧客を斡旋することによって顧客の信用を利用して直ちに資金の回収が可能となり、消費者の潜在的需要を有効需要に転化させ販売の促進が可能にし、割賦販売に伴う集金やその他の事務処理のための機関の設置等に伴う経費を削減できる、というメリットがある。また、金融機関にとってローン提携販売は、「消費者」という新たな資金の運用先をもたらし、利息ないし手数料を取得させる取引であり、広告費や支店設置費用のような融資勧誘費用や担保取得・管理事務に伴う費用を節約でき、提携先である販売業者等の保証によって融資回収の安全性が高いというメリットがあると言えよう。

金融機関や販売業者のこのようなメリットは、金融機関・顧客間の金銭消費貸借契約と販売業者・顧客間の売買契約が、相互に一方の契約の成立なしに他方の契約のみが締結されないという、企図された両契約の結合によってもたらされていると解せられる。すなわち、販売業者が顧客に商品が販売しなければ、金融機関は顧客と金銭消費貸借契約を締結しないし、販売業者が販売する商品の購入資金として金融機関が顧客に信用を供与しなければ、販売業者は顧客と売買契約を締結しないからである。そして、販売業者と金融機関の企図した右の契約結合を確実にする手段として、顧客への貸付金を金融機関が直接に販売業者の預金口座へ振り込んでいると考えられる。

このように金融機関及び販売業者はそれぞれ、自己の利益の享受を目的として、金銭消費貸借契約と売買契約を結合すべく取引構造を設計していると解される。⁽¹¹⁾従って、顧客が約定どおりに賦払金を支払っている間は売買契約と金銭消費貸借契約の結合を前提として利益を享受しておきながら、一旦、顧客が賦払金の支払いを遅滞すると、借入金返還債務は売買契約とは全く無関係に金融機関・顧客間の純粹な金銭消費貸借上の債務として発生していると主張することは矛盾していると言わなければならない。加えて、金融機関及び販売業者が、定型的大量的にローン提携販売という取引構造を利用している以上、順調に賦払金を返済している顧客には両契約の結合を主張し、他方で賦払金を遅滞した顧客には両契約の無関連性を主張することは許されるべきではないはずである。

以上から明らかなように、ローン提携販売に関与する三当事者——金融機関・販売業者・顧客——の利益状況を考察すると、顧客の借入金債務は純粹な金銭消費貸借契約上の債務ではなくて、売買契約と結びつけられた借入金債務と解すべきである。まさに、「9」・「10」判決がローン提携販売において割賦販売法六条の類推適用を認容した実質的根拠は、求償債務の背後に存在する借入金債務の右の性質に求められると考える。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

ただ、顧客が販売業者に対する売買代金債務と与信者に対する賦払債務を同時に負担することがない個品割賦購入あ

っせん(後述(b)参照)や割賦購入あっせん(後述(c)参照)に比べて、ローン提携販売の場合には、顧客が一旦は売買代金債務と借入金債務を同時に——一時的ではあるにしても——負担したことを前提としている。従って、右に述べたように、ローン提携販売を利用した顧客の金融機関に対する債務を売買契約と結びつけられた借入金債務であると解しても、金銭消費貸借契約の法形式を採用し、顧客が売買代金債務と同時に独立した借入金債務を負担している以上、利息制限法一条・四条を排斥して割賦販売法六条のみを類推適用することはできないのではなからうか。

しかしながら、金融機関・顧客間の関係へ割賦販売法六条と利息制限法一条・四条を重畳適用するとしても、次の二点で両法の適用結果に矛盾が生じることになる。一つは、割賦販売法六条が手数料自体に制限を加えていないのに対して、利息制限法は制限利率を定めている点である。もう一つは、割賦販売法六条が解除後の遅延損害金を年六分に制限しているのに対して、利息制限法では遅延損害金につき元本に対する割合が二倍を越えてはならないと規定している点である。

通説によれば、利息制限法の目的は、同法一条に定める制限利率を越える高率の利息の特約、同法四条に定める以上の高額な遅延損害金の特約から債務者を保護する点にある。他方、割賦販売法六条も、同条各号に掲げる額とこれに対する法定利率(年六分)による遅延損害金とを加算した金額を越える金銭を購入者に対して請求できない、と規定している。つまり、両法ともに「一定額以上の請求はできない」として債務者ないし購入者を保護しようとする点に立法趣旨があるのであって「一定額以内は請求できる」として債権者ないし販売業者に債権回収権限を付与しているわけではない⁽¹⁴⁾と解せられる。

すなわち、割賦販売法六条は、六条各号が定める額以上の請求ができないと規定しているにすぎず、利息制限法一条の制限を越えるが割賦販売法六条による規制内である請求につき当然に債権者に債権回収権限を保証しているわけでは

説
ないと解せられる。遅延損害金についても同様のことがいえよう。利息制限法四条は、遅滞損害金の元本に対する割合が制限利率の二倍を越えてはならないと規定するにすぎないのであって、直ちに右規定から割賦販売法六条の定める年六分を越え制限利率の二倍以内の遅延損害金の回収権限を債権者に認容しているわけではないからである。

この結果、純粹の金銭消費貸借契約に比べ、ローン提携販売における消費貸借上の賦払債務の場合には、割賦販売法六条及び利息制限法一条・四条が重疊的に適用されることにより、利息制限法により利息（ \parallel 手数料）が制限される一方、他方で割賦販売法六条によって期限の利益喪失後の遅延損害金が年六分に制限されることになる。しかし、それはローン提携販売における金融機関の信用供与が純粹の信用供与ではないこと、つまり、ローン提携販売における消費貸借契約が、前述したように、売買契約と結びつけられて発生しているところの取引構造的効果として正当化されると考⁽¹⁵⁾える。

ところで、ローン提携販売の場合には、前述したように、金融機関は購入者の期限の利益を喪失させ販売業者に保証債務の履行を請求するのが通常であり、賦払金の不履行を理由として顧客に対して取引関係の清算を求めるのは金融機関ではなくて販売業者である。そこで、販売業者・顧客間の関係にも検討を加えることが必要となる。

図11に見るように、販売業者は顧客より委託を受けて保証人となった者であるから、販売業者は顧客に対して求償権を取得し（民法四五九条一項）、同時に金融機関に代位して割賦販売法六条及び利息制限法によって規制された貸金債権及び損害賠償請求権を顧客に対して行使できる（民法五〇〇条、同五〇一条本文）。しかし、販売業者は予め求償権の担保として販売した商品の所有権を留保しているから、実際上は求償権以外に弁済による代位によって取得した無担保の貸金債権等の行使を期待する必要はない。むしろ、問題となるのは、販売業者の代位権の範囲と求償権の範囲との関係である。つまり、販売業者は、金融機関より貸金債権を代位取得したことによって、当然に金融機関・顧客間の約定に基づく利息・遅延損害金を請求できるのであろうか。この点は、代位制度と求償制度の基本的理解に係る問題ではあ

るが、民法五〇一条本文からして、代位権の範囲は求償権の範囲に従属すると解すべきである。⁽¹⁶⁾

このように解すると、販売業者の顧客に対する求償権の範囲を確定するためには、販売業者と顧客（〔10〕判決のように求償義務者が顧客の連帯保証人である場合には連帯保証人）との求償関係を説明しなければならぬことになる。販売業者は顧客より委託を受けて保証人となった者であるから、民法四五九条二項（民法四四二条二項準用）に基づき、販売業者に弁済した額（割賦販売法六条及び利息制限法によって制限された借入金返還債務額及び遅延損害金）と弁済した日以降の法定利息（年六分）及び避けること得ざりし費用その他の損害を請求することができる。通説によれば「避クルコトヲ得サリシ費用其他ノ損害」とは、当該事情の下で免責されるのに、やむを得ない事情が存在して保証人が蒙った損害とされ、具体的には弁済の費用、債権者から訴求され負担させられた訴訟費用・執行費用等がこれに含まれる。⁽¹⁷⁾つまり、販売業者は当然に金融機関に弁済した額に遅延損害金を増額して請求できるのではなく、金融機関への弁済に関連して蒙った損害であり、損害を蒙ったことにつきやむを得ざる事情が存在したことを立証して初めて弁済額以上の請求が許されるわけである。このように解しても顧客の保護に欠けるとはいえないし、正当に蒙った代位弁済による損害の請求を販売業者に保証することになる。

従って、〔9〕・〔10〕判決は割賦販売法六条を類推適用して求償債務額及び遅延損害金を制限しているが、求償債務に対する遅延損害金が年六分に制限されるのは、民法四五九条二項による民法四二二条二項準用の結果であり、求償額自体が割賦販売法六条によって制限されるのは、求償の前提となった代位弁済額自体、すなわち消費貸借上の債務額自体が割賦販売法六条及び利息制限法によって規制された結果と解される。

以上の考察から、ローン提携販売の場合に、(1)購入者の賦払金の不履行を理由として金融機関が購入者の期限の利益を喪失させ残債務を一括請求するには、二〇日以上の期間を定め書面で賦払金の支払を催告しなければならない⁽¹⁹⁾（割賦販

説 売法五条の類推適用)、(2)右消費貸借上の残債務請求には利息制限法に加えて割賦販売法六条が類推適用される、(3)購

入者より委託を受けて保証人となった販売業者が購入者の右債務を金融機関に代位弁済した場合には、民法四五九条二

項の範囲で求償権を取得する、(4)販売業者の求償権行使には、直接、割賦販売法五条・六条の類推適用はない、と要約

できよう。

(2) 立法者はこのように解していたと思われる(通産省産業政策局消費者経済課編『新版・増補 新割賦販売法の解説』一九七六年三〇頁)。

(3) 本件評釈として、安藤次男・法学四二巻一〇二頁以下、岨野悌介・法曹時報三一巻八号一四二頁以下、同・ジュリスト六三〇号八〇頁、錦織成史・民商法雑誌七六巻六号六五頁以下、宇野栄一郎・金融法務事情八二四号一八頁以下、宅間達彦・公證法学六号一一九頁以下、長尾治助・判例評論二二〇号二五頁以下、原田 甫・NBL一三七号二二頁以下、柳 勝司・名古屋大学法政論集七八巻四一三頁以下、米倉 明・法学協会雑誌九五巻六号一二四頁以下、堀内 仁・手形研究二五四号六四頁以下がある。

(4) 本件評釈として、高橋 弘・判例タイムズ四三九号八五頁。本件の事実関係は同評釈に依る。

(5) 反対する見解として、たとえば、法曹会決議昭和四四年三月六日(法曹時報二二巻七号二一八頁)がある。

(6) 「11」判決研究、野村豊弘・ジュリスト四九八号一三〇頁。

(7) 割賦販売法六条は解除後の損害賠償額等を制限するだけで割賦販売契約解除前の賦払金の遅延損害金の約定には適用されない。従って、期限の利益を喪失させる場合にも期限の利益喪失前の賦払金の遅延損害金については割賦販売法六条は類推適用されないことになろう。

割賦販売契約における右遅延損害金は金銭消費貸借契約に基づくものではないから、利息制限法によって当然には制限されないが、通産省通達(昭和四八年三月二六日四八企局二七五号)によって「賦払金の支払義務の不履行および期限の利益の喪失の場合の賦払金等に対する遅延損害金を約定する場合には購入者のために商行為となる場合を除いて利息制限法で定める範囲内であること」が求められている。しかし、期限の利益喪失後の残債務及び遅延損害金の請求については、割賦販売法六条を類推適用すべきことは、本文で述べたとおりである。

(8) ローン提携販売の場合、顧客の債務不履行を原因として契約の解除が行なわれることはないと言える。売買代金債務は、顧客の借入金金を金融機関が直接に販売業者の預金口座へ振り込むことによって、すでに履行されているから、顧客の代金債務の不履行を理由とする売買契約の解除は考えられない。また、金融機関が顧客の賦払金の不履行を理由として、金銭消費貸借契約を解除することも通常は考えられない。主債務である消費貸借上の債務が解除によって効力を失えば、金融機関は販売業者に対して保証債務の履行を請求できなくなるからである。従って、(9)判決は最高裁判決として(11)・(12)判決を確認しただけでなく、顧客の賦払金の不履行に際して、期限の利益の喪失による契約清算方式のみを採用する他の取引形態の場合にも解除の意思表示の不存在のみを理由として割賦販売法六条の類推適用を否定できない、と解する根拠を与えたものと思われる。

(9) 後述する他の取引形態は、いずれも信用供与者自身が貸倒処理機能を負担している。従って、顧客が賦払金を遅滞した場合に、与信者自身が顧客に対して直接残債務等を請求することになる。

(10) (9)判決は、いずれも販売業者が金融機関に代位弁済した後、一時に求償債権を行使せずに、顧客(9)判決)あるいはその連帯保証人(10)判決)に求償債務の割賦払いを認容し、しかる後に求償債務の不履行を理由として期限の利益を喪失させ残債務を一括請求している。そこで、売主である販売業者と顧客との間に成立した再度の賦払い契約をローン提携販売から通常の割賦販売へ移行させるための契約であると解し、そこから求償債務と割賦代金債務の實質的同一性を肯定する見解がある(安藤・前掲評釈・法学四二巻一〇四頁、錦織・前掲評釈・民商法雑誌七六巻六号七四一七五頁、長尾・前掲評釈・判例評論二二〇号二七頁等)。

確かに、(9)判決では求償債務関係の両当事者は当該商品の売主・買主という関係にあり、販売業者が賦払いを顧客に認容し、かつその担保として当該商品の所有権を留保している点で、ローン提携販売における右求償関係には、割賦販売と同視しうる法律関係が発生している。しかしながら、右の見解では、第一に、販売業者が代位弁済後、即座に顧客に求償債権を行使する場合(たとえば、顧客に期限の猶予を与えても債権回収の見込みがない場合、顧客が行方不明の場合等)には、割賦販売法六条の類推適用は許されないことになる。第二に、割賦販売の場合には書面交付を要する(割賦販売法四条)から法形式上も販売業者・顧客間の割賦販売方式に切り換えられたと見るのは困難である(米倉・前掲評釈・法学協会雑誌九五巻六号一八八頁参照)。第三に、(9)判決におけるように、求償債務の当事者が当該商品の売主・買主の関係にない場合(売主と連帯保証人間)には、右の見解を採っても、求償債務と割賦代金債務の實質的同一性を説明することができない。従って、ローン提携販売における求償債務と割賦代金債

務の実質的同一性は、求償債務に関する販売業者・顧客間の法律関係のみから、しかも、個別的ないし偶然的な割賦払いの約定から説明できないのではなからうか。本文で述べたように、ローン提携販売を利用した顧客が賦払金を遅滞すれば、必ず販売業者が求償債権を行使するのであるから、求償債務を発生させるローン提携販売の取引構造自体の中で割賦代金債務と求償債務（その後にある金銭消費貸借上の債務）との実質的同一性を考察することが必要である。

(11) 金融機関と販売業者の間の包括保証契約の存在は、金銭消費貸借契約と売買契約の結合を立証するための有力な間接事実となるが、仮に右包括保証契約が存在しなくても、貸付金の利用目的の限定性と貸付金の販売業者に対する直接の引渡が、両契約の結合を肯定させる。

(12) 一九七二年の割賦販売法の改正に大きな影響を与えた竹内昭夫教授は、右改正が金融機関の与信取引を規制対象に取り込まないことを前提としていた点を重視して、販売業者・顧客間の関係に限定して割賦販売法五条・六条の類推適用を認める（「割賦販売と消費者保護」『商事法の諸問題』石井照久先生追悼論文集一九七四年三〇〇頁）。右の見解には、ローン提携販売における金融機関の信用供与を純粹な信用供与と同視する理論的背景がある（同旨、山野勲夫「消費者信用取引と割賦法」手形研究二一四号二四頁）。しかし、このように解すべきでないことは本文で述べたところから明らかである。また、片面的に類推適用することの問題点については、宇野・前掲評釈・金融法務事情八二四号二二頁を参照されたい。

(13) 学説は宇野・前掲評釈を除き、「9」・「10」判決の結論に賛成している。しかし、求償債務と割賦代金債務の実質的同一性をいかに解釈論上基礎づけるかという点をめぐって対立している。

原田 甫『新割賦販売契約の実務』一九七三年七五頁は、顧客が金融機関に対する賦払金の弁済を借入金の返済としてではなく、売買代金の弁済と考えているという点から、ローン提携販売における金銭消費貸借契約上の債務（販売業者が代位弁済することによって求償債務）と割賦代金債務の実質上の同一性を基礎づけるようとする。確かに、ローン提携販売を利用する購入者は販売業者のところで借入の申込を行なう（図11参照）。従つて、購入者が金銭消費貸借契約を締結するために一度は金融機関に出向くとしても、一般に取引経験が浅く法律上の知識も十分ではない彼らが、ローン提携販売を割賦販売と同視し、売買代金の支払い先がたまたま金融機関であると考えても無理がないと思われる。しかしながら、ローン提携販売に関する他の当事者である金融機関及び販売業者は、共同して買主と割賦販売契約を締結するという意思を有するであろうか。右の見解は、何故買主のいわば主観的意図のみを尊重しなければならないかという点に言及していない点で、十分な根拠を提示していないと考える。

これに対して、竹内・前掲論文二九九一三〇頁、原田・前掲評釈・NBL一三七号二六頁は、ローン提携販売の取引実態に即して三当事者間の法律関係を再構成し、ローン提携販売を顧客・販売業者間の割賦販売契約、金融機関・販売業者間の金銭消費貸借契約、金融機関・顧客間の払込事務委託契約が結びついた取引形態であると解するところから、販売業者の求償権の行使を割賦代金債権の行使と同視している。しかしながら、金融機関からの借入金を顧客が完済する迄は売買契約の履行が終了しないと解する右見解の構成には無理があるし、金融機関・買主間の金銭消費貸借契約及び借入金の一括払込みの約定、販売業者・購入者間の売買契約及び保証委託契約、金融機関・販売業者間の連帯保証契約という法形式を全く無視しえるかどうかは疑問である(同旨、米倉・前掲評釈・法学協会雑誌九五巻六号一三一号)。

来栖三郎『契約法』一九七四年一九四頁(三藤邦彦執筆)、鈴木祿弥・高木多喜男編『動産売買法』一九七六年二八九頁(三藤邦彦執筆)は、ローン提携販売を構成する売買と消費貸借の密接不可分な関係から、金融機関・顧客間に五条を、販売業者・顧客間に六条を類推適用する。売買と消費貸借の密接不可分な関係を類推適用を肯定する根拠としている点で基本的には右の見解に賛成したい。しかし右の根拠と類推適用を肯定する結論をつなぐ過程が不鮮明なままである点で、右の見解も不十分であると言わなければならない。

(14) もっとも、大河純夫「サラリーマン金融と利息制限法」立命館大学人文科学研究所紀要三〇号九七頁は、利息制限法を「社会的経済的弱者保護法」「債務者保護法」としてのみ評価する立場を批判して、利息制限法は元本債権と一定利息(制限利息)の回収を保証する機能をもっていると解する。

(15) このように、利息制限法一条・四条と割賦販売法六条の重疊的適用が問題となるのは、金銭消費貸借の法形式を採る信用供与と売買に伴う信用供与の間に接点が存在することの一つの例証である。右の適用矛盾を解消するためにも、販売信用取引と金融取引の包括的規制が要請される。なお、判例は金銭消費貸借契約の場合にのみ利息制限法の適用があるとする(大判大正一〇年一月二八日民録二七輯二〇五一頁。但し、東京地判昭和四六年一月一六日判例時報六七三三五頁傍論参照)。

(16) この点に関しては、寺田正春「弁済者代位制度論序説(一)」大阪市立大学法学雑誌二〇巻一頁六二頁以下を参照されたい。

(17) たとえば我妻 栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』一九六四年四三四頁、於保不二雄『債権総論』新版一九七二年二四〇―二四一頁、星野英一『民法概論Ⅲ』一九七八年一六七頁。

(18) 勿論、販売業者・購入者間で再度割賦販売契約を締結することは可能である。その場合には更改ないし準消費貸借と解される。

(19) 山野・前掲論文・手形研究二一四号二四頁は、現実の取扱いは割賦販売法が要求する程度の猶予期間をとっているのが普通であり、消費者ローンのように相殺による債権回収に多くの期待をもてないものについては、期限の利益の当然喪失条項は威力がないと指摘する。同旨、北川善太郎『消費者法のシステム』一九八〇年一三二—一三三頁。

(b) 個品割賦購入あっせん

最近急速に取引量が拡大している個品割賦購入あっせん——クレジット販売とか、ショッピングローンとも呼ばれる——は、顧客・販売業者間の売買契約関係及び顧客・信販会社間の立替払委託及び賦払い契約関係から構成され(図12参照)、信販会社の顧客に対する立替金債権(手数料を含む)を保全するため、商品の所有権が信販会社に留保されている(販売業者は所有権を留保して購入者に商品を引渡し、信販会社が頭金を除く残債務を一括して販売業者に支払った時点で商品の所有権が信販会社に移転する)取引形態である。⁽²⁰⁾

個品割賦購入あっせんの場合にも、顧客の賦払金の不履行を理由として、信販会社が顧客の期限の利益を喪失させ残債務及びこれに対する約定遅延損害金を請求した事件において、割賦販売法六条の類推適用を認容した下級審判例がある。⁽²¹⁾

〔13〕 新宿簡判昭和五三年二月二八日(判例時報八九八号九八頁)

〔事実〕 Yは訴外A図書販売会社から文学全集を購入し、同日X信販会社との間で購入代金につきXがAに立替払いし、その後YはXに立替代金を二四回毎月均等払ボーナス併用方式で割賦払いする契約を締結した。その際、割賦金の支払いを遅滞した時、Yは期限の利益を失い残額を一時に支払うこと、日歩八銭の遅延損害金を支払う旨、約定されていた。Yは、初回の割賦金を支払ったのみで、その後支払いをしなかったため、XはYに対して割賦販売法五条一項所定の手続をとり、Yの期限の利益を喪失させ、立替残金及び、これに対する約定利率日歩八銭(年二割九分二厘)の割合による遅延損害金の支払を求めて訴を提起

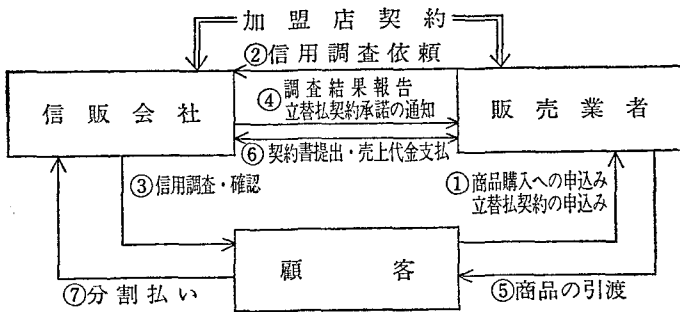


図12 個品割賦購入あつせん

顧客が販売業者に対して商品購入の申込みをすると、販売業者は同時に信販会社による購入代金の立替払いの承認及び立替金の分割返済を内容とする契約の申込書への記入を求める(①)。一方、販売業者は信販会社に対して、申込のあった購入者の信用調査を依頼し(②)、その結果が良好であれば、信販会社は販売業者に顧客との契約締結に承諾する旨、通知する(③・④)。販売業者は顧客に商品を引渡す(⑤)。他方、信販会社は頭金を除く残売買代金を一括して販売業者に支払う(⑥)。以後、顧客は、商品代金に手数料を加算した金額を信販会社に対して分割返済する(⑦)。

した。なお、Yは口頭弁論期日に欠席した。

〔理由〕 本件立替払契約は訴外Aに対する書籍代金の一部の支払いにあてられるためにXがYに代って立替払いをなし、この立替金の返済につき、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して返済することを条件とし、かつ、書籍が割賦販売法における指定商品であるから、契約機能の実質において割賦販売法所定のローン提携販売に当るものといわなければならない。

割賦販売法の制定は購入者らの利益を保護することを主目的とするいわゆる消費者保護立法にして、同法六条は、購入者が指定商品を割賦購入する買主である場合に、割賦金支払いが遅延したとき過大な遅延損害金を付帯請求されることの苦痛から買主を保護することを目的とし、同条は「割賦販売」規定の総則に位置し「割賦販売」とは、まさに「二月以上の期間にわたり、かつ三回以上分割して返還すること」を根幹とするものであるから、ローン提携販売における準用規定の有無を検索するまでもなく同法六条の類推適用を受けるものといわなければならない。本件契約では現金販売価格に手数料(立替代金に対し一四・四％の利息)を加算した額が割賦販売法第六条二号にいう「割賦販売価格に相当する額」に当たり、これに対する年六分をこえる遅延損害請求は無効である。

〔14〕 東京地判昭和五五年二月一五日(判例タイムズ四二二号一一二頁)

〔事実〕 Yは訴外A会社より自動販売機一台を購入し、XはY

とその購入代金を訴外Aに立替払いする契約を締結した。その際XY間で、右立替金を二四回の割賦払いとし、Yが分割の支払いを遅滞した時は期限の利益を失い、未払金全額及びこれに対し支払済みまで日歩八銭の遅延損害金を付加して支払う旨、約定した。Yは初回金を支払ったのみで割賦金の支払いを遅滞したため、期限の利益を喪失した。Xは立替金残金及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで、日歩八銭(年二割九分二厘)の割合による約定遅延損害金の支払いを求めて訴を提起した。なお、Yは口頭弁論期日に欠席した。

〔理由〕 XY間の契約は、Xが割賦販売法にいう指定商品である自動販売機の購入代金を売主に対し、Yのために立替払いをし、その金額を二月以上の期間にわたり、かつ三回以上に分割して受領することを条件としているものである。これは立替払いという方法が介入したとしてもその実質は割賦販売における代金の支払いと解して差しつかえない。そして割賦販売法は商品の購入者等の利益を保護することを主たる目的とした消費者保護立法であることに鑑みると、本件立替金請求には同法を類推適用するのを相当とする。割賦販売法六条が本件のように契約の解除のない場合に類推適用されるかどうか疑いがないわけではないが、契約の解除のない場合を特に除外する合理的理由は見出し難い。

右判決から明らかのように、個品割賦購入あっせんにおいても、ローン提携販売の場合と同様の理由づけをもって、信販会社の顧客に対する残債務等の請求に割賦販売法六条の類推適用が認容されている。すなわち、顧客が信販会社に対して負担する債務の実質が割賦販売における代金の支払いと異ならず(第一の根拠)、右の性質を具備する債務の履行遅滞の原因として、信販会社が顧客の期限の利益を喪失させ残債務を一括請求する時には、割賦販売契約が割賦代金債務の不履行により解除された場合と同視しうる(第二の根拠、但し〔13〕判決はこの点に言及していない)、と解する。

信販会社の顧客に対する残債務及び約定遅延損害金請求は、顧客の賦払いの遅滞の原因とする個品割賦購入あっせんにおける清算関係の表現であり、信販会社に対する顧客の債務が割賦代金債務と実質的に異ならなければ、信販会社の右請求は割賦販売法六条二号の場合——割賦販売業者が、商品の返還を求めずに割賦残代金相当額とこれに対する遅延

損害金を請求した場合——と同一の利益状況を信販会社と顧客の間に生み出すことになる。従って、個品割賦購入あつせんの場合にも、第一の根拠、すなわち、信販会社に対して顧客が負担している債務の性質を割賦代金債務と実質的に同視しうると解する点、割賦販売法六条の類推適用を認容した右判決の核心部分であると解せられる。

しかしながら、信販会社・顧客間の法律関係を個品割賦購入あつせんの全取引過程から分離して観察すると、割賦販売と同視しうる取引構造は存在しない。信販会社は、商品を自ら販売しているわけではなくて、販売業者に対する立替払金に手数料を加算した額の分割払いを顧客に認容しているにすぎないからである。つまり、信販会社・顧客間の契約関係のみに限定して、右債務の性質を考察しても、信販会社に対する顧客の債務を割賦代金債務と実質的に異ならぬとした判決理由は理解できないと考えられる。

確かに、購入者・信販会社間の契約約款によれば、購入者（及びその連帯保証人）は商品代金を信販会社が販売業者に立替払いすることを承認し、かつ商品代金に分割手数料を加算した金額を契約時所定の方法により分割返済する旨、約定されているから、販売業者から商品を購入したのに信販会社に対して顧客が債務を負担するのは、何よりもまず第一に、信販会社が商品代金を顧客に代って販売業者に支払う点に求められる。他方、顧客が分割払いによる商品購入を希望しているにも拘らず販売業者が商品を引渡すのは、信販会社から商品代金相当額が一括して支払われるからである。しかも、販売業者は、信販会社が顧客との契約の締結に承諾する以上、顧客に対する売買代金債権の行使を予定していない。

つまり、一方で、賦払金を徴取できる利益を信販会社に、他方で、売買代金を一括取得できる利益を販売業者に同時にもたらししているのは、信販会社・顧客間の契約と販売業者・顧客間の契約の結合であると言えるのではなからうか。販売業者が顧客に商品を販売しなければ、信販会社は顧客と立替払いの委託及び賦払いに関する契約を締結しないし、

他方、信販会社が顧客と右契約を締結しなければ、販売業者は商品代金の分割払いを希望する顧客と売買契約を締結しないからである。⁽²²⁾ 加えて、個品割賦購入あっせんの場合には、信販会社の販売業者に対する立替払いによって、販売業者に対する顧客の売買代金債務の一括弁済と信販会社に対する顧客の債務負担の二つの法律効果につき、その一体的発生が担保されている点で、右の二つの契約の結合は、ローン提携販売の場合と比較してより密接であると考えられる。それ故、ここでも、顧客が約定どおりに賦払金を支払っている間は販売業者・顧客間の売買契約と信販会社・顧客間の立替払委託及び賦払いに関する契約の結合を前提として利益を享受しておきながら、一旦、顧客が賦払金の支払いを遅滞すると、顧客の賦払債務は売買代金債務とは全く無関係に信販会社・顧客間の契約関係のみから発生していると主張することは矛盾していると言わねばならない。

このように解して、初めて、信販会社に対する顧客の債務を割賦代金債務と実質上異ならないとして、割賦販売法六条の類推適用を認容した〔13〕・〔14〕判決が基礎づけられるのではなからうか。⁽²³⁾

(20) 個品割賦購入あっせんは、クレジットカード等の証書により商品を購入するのではなくて、商品の購入ごとに契約書を作成する。それ故、割賦購入あっせんとは異なり、割賦販売法三〇条以下の適用がないと解されている(中島龍児「新個品割賦購入あっせん契約標準約款の概要」NBL二一四号二〇頁、山田 守「個品割賦購入あっせん契約標準約款の改訂について」月刊クレジット二八三号二二頁。通産省担当者の支配的な見解と考えられる)。従って、個品割賦購入あっせんは割賦販売法の規制対象から免れている取引形態と言えよう。但し、通産省通達(昭和四九年五月三日付産局第二八一号)によって、個品割賦購入あっせんの場合にも、割賦販売やローン提携販売におけると同様に分割払い条件を顧客に開示するよう行政指導がなされている(小峰勝美「消費者信用の仕組みと法の対応」NBL二二〇号八頁)。ターリング・オフについては、訪問販売法六条参照。

(21) 簡易裁判所では個品割賦購入あっせんに関連する訴訟が急増しており(太田幸夫「立替払契約をめぐる若干の問題」判例タイムズ四五七号三一頁によれば、昭和五六年現在、全国の簡裁の金銭請求訴訟事件中のいわゆる「その他事件」——売買、損害賠償

等の典型的事件を除いたもの——の約八七%が立替金または求償金請求事件であつて、その大部分が個品割賦購入あつせんに基づくものであるという）、割賦販売法上の規定が類推適用されるか否かを争点とする事件が多くなつていようである（月刊クレジット二九四号一五頁参照。最高裁判所「広報テーマ」昭和五六年七月号より転載）。

(22) 通産省通達として示された標準約款によれば、信販会社・購入者間の契約は信販会社が販売業者に立替払契約を承諾する旨通知した時に成立し、販売業者・購入者間の売買契約は販売業者が購入者に代つて信販会社に立替払契約の申込をした時に立替払契約の成立を停止条件として成立する、と規定されている（中島・前掲論文・NBL二一四号二〇—二五頁、山田・前掲論文・月刊クレジット二八四号五一—三頁）。

(23) 個品割賦購入あつせんの法構造を説明する見解として次の三つの学説がある。すなわち、信販会社が、顧客の代金債務を第三者として弁済し、その結果販売業者に代位して取得した売買代金請求権について顧客に賦払いを認めていると解する見解（以下、代位弁済説と呼ぶ。たとえば、来栖・前掲書註(13)一七五頁、鈴木・高木編・前掲書註(13)二八七頁）、顧客・信販会社間の契約を販売業者への売買代金支払いを委託する準委任関係（民法六五六条）と解し、分割払手数料を含む信販会社の顧客に対する請求権を立替費用償還請求権とそれに伴う利息及び報酬と解する見解（以下、立替払委託説と呼ぶ。太田・前掲論文・判例タイムズ四五七号二六頁）、個品割賦購入あつせんをローン提携販売と同視して、信販会社・購入者間の契約を金銭消費貸借契約と解する見解（以下、ローン提携販売同視説と呼ぶ。浜上則雄「クレジット販売と消費者保護」NBL二三八号九—一二頁、同二四〇号三一頁、清水巖「利息制限法」北川善太郎・及川昭任編『消費者保護法の基礎』一九七七年二四三—二四四頁）である。代位弁済説からは、信販会社に対して顧客が負担する賦払債務と割賦代金債務との実質的同一性を容易に説明できる。立替払委託説はこの点、割賦販売法五条・六条の類推適用の根拠を購入者が信販会社に対して負担する債務自体のなかに求めず、信販会社と販売業者の有機的結合と購入者が右債務を実質的には割賦代金債務と認識して弁済している点に求めている。固有の利益を求め独立した当事者として取引に関与する信販会社と販売業者の経済的結合にいかなる法的意義が与えられているのかは不明。購入者の主観的意図を問題とする点は、原田・前掲書に対する批判註(13)参照。ローン提携販売同視説では、顧客が信販会社に対して負担する消費貸借上の債務と解する点から、いかにして割賦販売法五条・六条の類推適用の根拠を引き出すことができるのか、必ずしも明らかではない。(13)判決が、ローン提携販売同視説に立ちながら、六条の類推適用を肯定する根拠を両取引の契約機能の実質的同一性のみから導きえなかつた点に、この説の限界が端的に示されているのではなからうか。右学説の評価は、五条・六条の類推適用の可否

説
をめぐる問題点に限定して述べたものであることを付言する。

論
(c) 割賦購入あっせん

割賦販売法二条五項によれば、割賦購入あっせんとは、あっせん業者が顧客（会員）に対して特定の販売業者（加盟店）から商品を購入できる証書等を交付し、顧客がその証書等と引換えに又はそれを提示して加盟店から商品を購入した時は、あっせん業者が会員から当該商品の代金相当額につき分割返済を受ける一方、加盟店に商品代金相当額を交付する取引形態である（図5参照）。すでに二で指摘したように、立法者は、顧客による賦払金の不履行を理由として、あっせん業者が顧客の期限の利益を喪失させ残債務及び約定遅延損害金を請求する場合に、割賦販売法五条・六条の適用を予定していなかった。⁽²⁴⁾

しかしながら、判例・実務に大きな影響を与えた〔9〕判決以前の事案ではあるが、あっせん業者の右請求に対して割賦販売法五条・六条の類推適用を認容した下級審判決がある。

〔15〕 佐世保簡判昭和四〇年三月二十九日（下級裁判民事裁判例集一六卷三号五一二頁）

〔事実〕 YはX協同組合⁽²⁵⁾の会員であり、物品を購入した翌月の三〇日にXが賦払金を集金することになっており、他方Xの組合員である加盟店は、Xの会員に対してクーポンまたは特信券によって物品を販売したときは、その代金の金額に相当する金員の支払いをXに販売した月の翌月一五日に求めることになっていた。YはX発行のクーポンまたは特信券により、指定商品である衣類、身の回り品、はきもの、家具を購入したが、賦払金を途中で支払わなくなった。そこでXはYに対して残債務及び期限の利益を失った翌日から完済まで、会員規定にもとづき、日歩一〇銭の遅延損害金を付加して請求した。

〔理由〕 割賦販売法は、割賦購入あっせん業者と販売業者および購入者である「利用者」との間の、いわゆる三面関係を規定し

たのであるが、この場合においても、あっせんにかかる売買は購入者である「利用者」と販売業者との間に成立し、かつ割賦購入あっせん業者は同法の規定により、右販売代金である購入証表示の金額を「利用者」から受領する権能を明らかにされたに止まり、「割賦購入あっせん金」名義をもって、右販売代金とはその性質を異にする金員の請求権を特段に付与されたものと解することはできない。しこうして、今日の社会一般の取引実例においては、購入者である「利用者」側からみれば、割賦販売による購入と実質上何らことなる点はない。販売業者側からみれば、Xの差引金額を考慮すると、販売業者の受領するその金額の実質的経済的価値は、割賦販売とさして異なるところはないはずである。割賦販売法施行前においては、割賦購入者が、代金を割賦支払いする気兼ねや遠慮から、割賦販売業者側からの苛酷な条件に承諾するほかなかつた事例に鑑み、割賦販売法が制定されて、割賦購入者保護のための諸規定を設けられたものであり、同法中、五条及び六条の規定は、特にその保護規定の主要部分をなすものであるから、割賦購入あっせんに係る取引であっても、実質上割賦販売の場合と同様の条件でなされるものは、五条及び六条の規定の準用があるものと解さなければ不合理である。本件では、Xより五条所定の手続きにより、Yの期限の利益を喪失させたとの主張立証がないから、Yは期限の利益を喪失せず、年六分をこえる遅延損害金の請求は無効である。

〔15〕判決は、顧客が、あっせん業者によって発行されたクーポン又は特信券を利用して、指定商品に該当する商品を購入し、賦払金を二月以上の期間にわたり、三回以上に分割して支払う場合には、割賦販売による商品購入と実質上何ら異ならないこと、及び販売業者があっせん業者から受領する金額の実質的経済的価値が売買代金額に相応することをもつて、あっせん業者は販売代金とその性質を異にする金員の請求権を特段に付与されたものと解することはできない、と判示している。つまり、〔15〕判決があっせん業者の顧客に対する請求につき割賦販売法五条・六条を類推適用した根拠は、あっせん業者に対して顧客が負担する債務を売買代金相当額に賦払手数料を加算した金銭債務であると性質決定した点にあると解せられる。従つて、〔15〕判決もまた、与信者に対する顧客の債務と割賦代金債務の実質的同一性を根拠として、割賦販売法五条・六条の類推適用を認容したと解される。前掲〔9〕・〔10〕・〔13〕・〔14〕判決と同一の系列

に属する判決と考えられる。割賦購入あっせんにおいても、問題は、あっせん業者・顧客間には割賦販売と同視しうる取引構造が存在しない——あっせん業者自身は商品を販売していない——にも拘らず、何故顧客のあっせん業者に対する債務が割賦代金債務と同視できるのか、という点にある。

確かに、割賦購入あっせんにおいて、顧客が販売業者から商品を購入しているのにあっせん業者に対して債務を負担するのは、何よりもまず第一に、あっせん業者・顧客間の会員契約⁽²⁶⁾に求められる。しかしながら、そこでは、あっせん業者が販売業者に対して売買代金相当額を支払うことを前提としているから、顧客のあっせん業者に対する債務負担は売買契約の成立、すなわち売買代金債務の発生を必要とする。他方、あっせん業者が発行した証書等の交付又は提示により、販売業者が売買代金の履行を顧客に直接請求せずに商品を引渡すのは、加盟店契約（販売業者・あっせん業者間の基本契約）に基づきあっせん業者から商品代金相当額が支払われることが予定されているからである。つまり、顧客があっせん業者に対して債務を負担すること、顧客が販売業者に対する売買代金債務の支払いを免れることは、あっせん業者の販売業者に対する支払いを媒介として表裏一体の関係にあり、かつ、あっせん業者の販売業者に対する支払いは、会員契約における顧客の支払承認義務と加盟店契約における販売業者の支払請求権として法的に確保されていると解せられる。

換言すれば、あっせん業者が顧客に対する債権の存在を前提として賦払金を徴収する利益を享受し、同時に販売業者が売買代金相当額をあっせん業者から取得するためには、右に述べたような顧客が販売業者に対して負担する売買代金債務とあっせん業者に対して負担する賦払債務の表裏一体性を承認しなければならない。従って、割賦購入あっせんの場合にも、顧客が賦払金の支払いを遅滞した場合に限って、顧客の賦払債務は売買代金債務と全く無関係にあっせん業者との契約関係のみから発生した債務であると主張することは許されないと見えよう。

かように解して初めて、あっせん業者は販売代金とその性質を異にする請求権を付与されたのではないとして、あっせん業者の顧客に対する残債務及び約定遅延損害金請求に割賦販売法五条・六条の類推適用を認容した〔15〕判決が基礎づけられることになると考える。⁽²⁸⁾

(24) 但し、昭和四七年の割賦販売法の改正に伴い、昭和四八年四月二日の通産省企業局長通達のかたちで示された割賦購入あっせん契約約款作成基準に依れば、割賦販売法五条一項所定の要件を契約書に記載するよう求められている。

(25) 協同組合は割賦販売法八条四号により割賦販売法第二章の適用を除外されているが、割賦販売法五条・六条については適用を除外すると解すべきでないことについては、三(二)参照。

(26) たとえば、A 信販会社系の会員規約には「会員のカード利用購入代金……については、当社が会員に代り、特約店へ立替支払いたします」「代金は毎月末日に締切り会員が購入の際指定した支払種類、回数に基き利用した月の翌月から所定の手数料を加算して会員より当社に支払うものとします」と、また、B 協同組合系の会員規約には「会員は商品の購入、又はサービスの提供を受ける等、カード利用により生じた加盟店の会員に対する債権を加盟店が〇〇専門店会に譲渡する旨を予め承諾し、その代金を〇〇専門店会に支払うことを承認するものとします」と記載されている。

(27) 清水 巖「クレジットカードの法構造」法律時報四八巻二号一八二頁は、あっせん業者は、加盟店契約に基づき、販売業者に売買代金相当額を支払う義務があると解する。

(28) 割賦購入あっせんの法構造をどのように考えるかは、判例上も学説上も見解の一致をみない。敢えて対立する諸見解を分類するならば、(1)あっせん業者が顧客の売買代金債務を立替払いしたと解する見解——顧客の販売業者に対する売買代金債務をあっせん業者が免責的に引受け、顧客は売買代金を免れる代償としてあっせん業者に対し、チケット使用に関する契約の規定に準拠して割賦金支払債務を負担すると解する見解(東京地判昭和三四年一月二四日下級裁判事裁判例集一〇巻一一号二四九二頁及びその上告審である東京高判昭和三六年一〇月一一日下級裁判事裁判例集一二巻一〇号二四二四頁)、あっせん業者が顧客からの依頼と加盟店契約に基づいて、顧客の売買代金債務を併存的に引受け、あっせん業者が販売業者に立替払いをし、その立替金を顧客に求償すると解する見解(吉田省三「クレジットカード取引の現状と法律関係」ジュリスト四二八号一六六頁)、あっせん業者は顧客

の債務を第三者として弁済し、その結果、販売業者に代位して取得した売買代金債権に関して顧客に対し賦払いを認めていると解する見解（鈴木禄弥・高木多喜男編『動産売買法』一九七六年二八七頁）、あっせん業者が顧客の依頼と加盟店契約に基づき、顧客の将来の債務につき販売業者に対し保証をなすのであり、あっせん業者の顧客に対する立替払金の支払請求は委任事務処理費用の償還請求であると解する見解（神戸地裁社支部判昭和五一年九月八日判例時報八四九号一三三頁）——、(2)あっせん業者が代位相当額を支払う時に一種の債権譲渡があったと解する見解（高崎尚志・〔15〕判決評釈・ジュリスト四〇八号一三三頁）、(3)あっせん業者と顧客間に所有権留保付割賦販売が成立すると解する見解（仙台高判昭和四七年八月三〇日判例時報六八九号七九頁、なお、この判決は、割賦販売法五条を適用している。人見康子「チケット販売」『契約法大系Ⅱ』三一五頁、幾代通「月賦販売の法律構造」法律時報二七卷三号一〇頁）に分けられる。このような対立は各取引構造の発展（たとえば、今日あっせん業者が信販会社であるか、協同組合であるかによって取引構造にほとんど違いがない）と信用供与者の多様化（たとえば、後述するように銀行系クレジットカードが登場した）の結果、各見解が分析対象とした取引構造自体に違いがあること（清水・前掲論文・法律時報四五卷一四号一六六一―七七頁、同四六卷六号二九五―一三〇四頁、同四八卷二号一七九―一八八頁参照）、また、各見解が立論の前提とした紛争類型が異なっているためではないかと考えられる。

(d) リース取引

判例上、割賦販売法五条・六条の類推適用が否定された取引形態としてリース取引に関する事件がある。

〔16〕 水戸地判昭和五二年三月一日（判例時報八九五号一〇七頁）⁽²⁹⁾

〔事実〕 X電機クレジット会社は訴外Aホテルと冷暖房装置一式につき、リース料毎月末日払い、リース期間五年間のリース契約を締結した。その際、リース期間中に契約が解除された場合は、AはXにリース物件を返還し、かつリース期間中のリース料総額に相当する額を損害賠償として支払うこと（但し、Xがリース物件を回収し、これを処分した場合にはその処分価額から引き取り及び処分に必要な費用を差し引いた金額を損害賠償の一部または全部に充当することができる）、遅延損害金を年一四・

六%とする旨、約した。しかし、訴外Aが経営不振の結果、リース料の支払いができなくなったため、Xはリース契約を解除しリース物件の返還を受けた。続いて、AがXに対してリース料支払のため振出した約束手形が不渡りとなった。一方、訴外Aは倒産の結果、資産として残った建物、什器備品のうち、本件建物を廉価でYに売却し、所有権を移転した。そこでXは債務者AのYに対する本件建物の売却処分は、詐害行為であるとして右売却処分の取消と価格賠償を求めてYに対して訴を提起した。これに対してYは、Xの主張する損害賠償の予定には割賦販売法六条が類推適用されるべきであると主張した。

〔理由〕 割賦販売法六条は指定商品の販売を前提とするものであるのに対し、右損害賠償の予定はリース契約に基づくものであって、その法律構成を異にし、リース契約の場合にリースの目的物そのものの価額をもって割賦販売法六条の販売価格とみるることができないことは、リース料に目的物の価格のほか各種の費用が含まれていることから明らかであり、その経済的機能は与信契約と同種のものと同解され、しかも民法四二〇条一項の法意に照らすと、割賦販売法六条の類推適用を認めることはできない。のみならず、これを実質的にみても、本件リース契約は商人間のものであり、そのリース料には本件装置の価額金六七〇万円のほか、取付、取外し費用、取外しによって使用不能となる部品代、減価額、本件装置の保険料、管理費、本件装置の代金額に対する利子等によって構成されているものであって、その総額は金一、一〇四万円（五年間）で本件装置そのものの価額を越えること金四三四万円にすぎないこと、訴外Aホテルの代表者は、本件装置を買受けるには買受資金の融資を受ける必要があること、買受けるとすればその利息の支払いを要し、これを賃借すればその利息の支払いが不要となる上、賃料を経費として落せる利点があったことからリースを選択したものであることが認められるので、Xの主張する無催告解除、引揚げ、評価等の約定があったからといって、本件リース契約の損害賠償の予定が無効と解すべき理由とはならない。

現在、リースと称される取引には多様な形態が存在するが、³⁰⁾リース取引の主要な取引形態は、動産を対象とする、いわゆるファイナンス・リースと呼ばれる形態である。すなわち、ユーザーの利用希望物件をリース会社がサプライヤーから購入し、ユーザーに対してリース期間内の使用収益を認める一方、ユーザーがリース会社に対して一定のリース料を支払う取引形態であり（図13参照）、リース期間内にユーザーの任意解約が認められず、リース料の変更ができない点に特色がある。取引の全容は明らかではないが、右判決のリース取引もこの典型的なファイナンス・リースではない

説
かと考えられる。

〔16〕判決は、ユーザーのリース料の不履行を理由として、リース会社がリース契約を解除しリース物件の返還を受けた後に、ユーザーに対して請求した損害賠償につき、リース契約が商品の販売を前提とする割賦販売とその法律構成を異にすること（第一の根拠）、リース物件の価格をもって割賦販売法六条の割賦販売価格とみることができないこと（第二の根拠）、以上の二点から割賦販売法六条の類推適用を否定したものと考えられる。

しかし、第二の根拠が正当でないことは明らかである。割賦販売価格自体が商品の価格のみから構成されているわけではないからである。リース契約の解除に基づく損害賠償請求に対する割賦販売法六条の類推適用の可否を考えるにあたり比較されるべきは、商品の現金販売価格及び割賦手数料（割賦販売法施行規則一条二号参照）を含む割賦代金債務と総リース料債務と考えられる。

総リース料の構成はリース会社により多少異なるが、その主要な部分は何よりもまず第一にリース物件の購入価格から構成されている。加えて、リース会社が物件購入にあたり必要とした資金の金利、動産総合保険の保険料、固定資産税等がユーザーに転嫁され、さらに事務管理費及びリース会社の利益が総リース料に計上されている⁽³¹⁾。このようにリース契約を利用するユーザーの債務と割賦買主が負担する債務との間に本質的差異はない。この総リース料債務をリース期間総月数で割った額が各リース料であるから、リース料の支払いは、いわば、隠蔽された分割払い行為であると言い換えることができよう。前述したリース期間内にユーザーからの任意解約が認められず、リース料の変更ができないというファイナンス・リースの特色は、リース料が毎月の物件使用の対価ではなく⁽³²⁾、総リース料の分割払いである点から生じていると考えられる。

また、〔16〕判決に見られるように、ユーザーによるリース料の遅滞を理由として、リース会社がリース物件の返還を

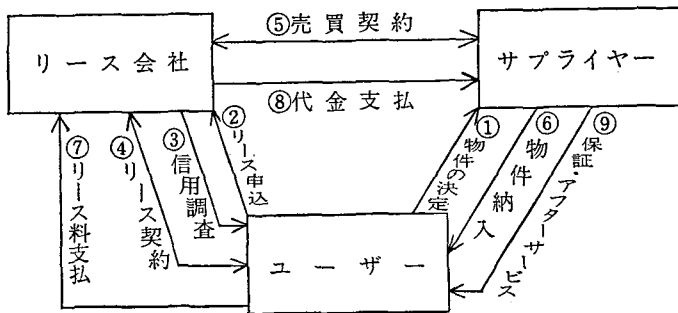


図13 典型的なファイナンス・リース

サプライヤーとユーザーの間で物件を決定し(①)、ユーザーがリース会社にリース契約の申込をする(②)。リース会社はユーザーの信用調査を行なった後、リース契約を締結する(③・④)。リース会社はサプライヤーに物件を発注し、売買契約を締結する(⑤)。サプライヤーはユーザーに物件を納入する(⑥)。ユーザーは物件を検収後、借受証をリース会社に交付し、リース料の支払いを開始する(⑦)。一方、リース会社は、サプライヤーに売買代金を支払う(⑧)。

受ける場合には、割賦販売業者が留保所有権を行使する場合と同様の効果が発生している⁽³³⁾。

このようにリース契約を利用するユーザーの地位と割賦買主の地位は類似しているが、唯一の相違は契約期間満了後に現われる。すなわち、割賦販売の場合には、買主の割賦代金債務の完済により販売業者に留保されていた所有権が購入者に移転するが、リース契約ではリース契約期間が満了してもリース物件の所有権はリース会社からユーザーに移転しない。従って、この点で、リース契約は商品の販売を前提とする割賦販売とその法律構成を異にする、と解する〔16〕判決は正当と言わなければならない。

しかしながら、重要なことは、多くの場合、契約期間満了時にリース物件は使用不能なし無価値となっている点である。なるほど、形式的に見れば所有権はユーザーに移転してはいないが、経済的效果の点から見ると、ユーザーはリース物件の全使用収益価値を取得しており、ユーザーは物件の転売を予定していないから、リース物件の所有権を取得していなくとも所有者となる場合と同一の利益を享受しているといってもよい。ま

説、それ故、本来所有者が支払うべき固定資産税・保険料等をユーザーが負担していると考えられる。他方、リース会社もリース物件の所有権の實質を売却した対価としてリース物件の購入価格を主要な内容とするリース料を徴収している。つまり、形式的な所有権がリース会社に留まっているにも拘らず、物件の経済的な所有者はユーザーであつて、両

者の間には決定的な財貨の交換が行なわれていると解せられる。換言すれば、リース契約は当該物件の全使用価値を契約期間内に売却する取引形態であると言えるのではなからうか。

従つて、リース契約が實質上物件の販売を目的として(35)いる場合には、所有権が単にリース会社からユーザーに移転していないことをもつて、割賦販売とその法規制を区別すべき合理的理由は存在しないと解せられる。

ところで、「16」判決はリース契約が商人間で締結されたことを指摘する。なるほど、「16」判決はこの点を割賦販売法六条の類推適用を否定するための直接の根拠とはしていない。しかしながら、「16」判決が商人間のリース契約である点に敢えて言及したのは、自らの経験と計算においてリース契約を選択したユーザーを割賦販売法によつて保護する必要が果してあるのかという問題意識があつたからではなからうか。我国のリース取引の圧倒的な部分は中小企業の設備の近代化のために利用されている商人間取引である。むしろ、この点が「16」判決にリース契約への割賦販売法の類推適用を否定させた實際的な理由ではなからうか。つまり、「16」判決は、当該リース契約がユーザーのためにも商行為となる場合であるから、割賦販売法六条の人的適用範囲から除外される(三参照)と判示すべきであつて、リース契約の取引構造の点から割賦販売法六条の類推適用を否定すべきではなかつたと考えられる。

従つて、ユーザーのために当該リース契約が商行為とならない限り(36)総リース料債務が割賦代金債務と實質的には異ならず(総リース料債務がリース期間中にリース物件の購入価格を完全に回収するよう定められ、各リース料の支払いが総リース料債務の分割払いとして行なわれている)、リース契約が物件の販売と實質的には同一の効果の発生を目的

としてゐる場合には、リース契約にも割賦販売法五条・六条の類推適用を肯定しようとするべきである。

(29) 本件研究として庄 政志・金融商事判例五七六号五四頁以下、野口恵三・NBL一七一号五二頁以下等がある。

(30) ファイナンス・リース以外のものを総称してオペレーティング・リースと呼ぶようである。このなかには物件の修繕義務をリース会社が負担する点に特色を有するメインテナント・リース、レンタカーに代表されるレンタル、船舶・飛行機等のチャーター、不動産リース等がある(リースの諸形態については、たとえば庄 政志「リース契約」北川善太郎編『現代契約法入門』一九七四年三六一三九頁)。我国のリース取引の現状については、庄 政志『リースの実務知識』新版一九七二年八八一四九頁、民商部会合同シンポジウム「リース——その実態と法的構造」私法三八号四一一頁、安藤次男「リース取引の実態」私法三八号一八一二二頁、大沢 博「リース業務の実情と問題点」自由と正義三一巻二号三四一四〇頁、白木武男「リース業務の新展開と今後の課題」金融法務事情九七七号三一六頁等参照。

(31) リース料の算定方式については、庄・前掲書一六一一七頁、流通システム開発センター『リース・割賦取引の実態——設備の効率的運用法』一九八一年三三—三六頁参照。

(32) 同旨、東京地判昭和五六年一月二二日判例時報一〇三五号七〇頁。

(33) 最(判)昭和五七年一〇月一九日NBL二六八号一〇頁は、リース業者によってリース物件がリース期間の途中で引揚げられた場合に、その原因がユーザの債務不履行にある時でも、特段の事情のない限り、リース業者は右返還により取得した利益をユーザに返戻し又はリース料債権の支払いに充当する等して清算する必要があると解し、リース物件が返還時において有した価値と本来のリース期間の満了時において有すべき残存価値との差額を清算すべき利益額と判示した。リース会社に残されている所有権の機能を観察するならば、それは一方でユーザのリース料債務の担保手段であり、他方でユーザの債務者に対する防禦手段であると言えるのではなからうか。

(34) このように解する判例として、東京地判昭和五二年三月三十一日判例時報八六四号九六頁、東京地判昭和五六年一月二二日判例タイムズ四六六号一一〇頁がある。

(35) この点の判断に有力な資料を提供してくれるものとして、国税庁昭和五三年七月二〇日長官通達(金融法務事情八七六号三五

頁。右通達の解説として、小田有邦「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」(税務通信三三卷一—一八—一九二頁等)がある。租税回避の手段として利用され発展してきたファイナンス・リースの節税効果を否定し、税務上一定の場合にリース取引の経済的実質に応じて売買として処理することを表明したのが右通達である(安藤次男「ファイナンスリースの特質と新国税庁通達の及ぼす影響」(七)完「月刊クレジット」二六五—二七一号参照)。勿論、税務上の処理基準が即、割賦販売法五条・六条の類推適用の可否を決定する基準とならないことは言うまでもない。しかしながら、少なくとも次の場合には、法律上も、当該リース契約が物件の販売と実質的に同視しうる効果の発生を目的としていたと言えるのではなからうか。すなわち、第一に、リース期間経過後にリース物件を無償又は名目的な対価によりユーザに譲渡するリース契約、第二にリース期間経過後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースすることがリース契約において定められている、ないし、当事者間でそのように予定されていると認められるリース契約、第三にリース期間がリース物件の法定耐用年数に比べて相当短く定められ、かつリース期間の中途又は経過後にユーザが当該リース物件を購入する権利又は義務(購入選択権)を有する旨が定められているリース契約の場合である(右の場合に購入選択権がユーザにあるということは、ユーザはいつでもリース物件を取得しうる状態にあるという)ことであり、たまたま購入選択権をユーザが行使しないということは形式的所有権の移転を放棄したにすぎない)。同旨、庄・前掲判例研究・金融商事判例五七六号五七—五八頁。ユーザに実質的所有権があるとすると説に反対するものとして、松田安正「リース契約の法律的検討」自由と正義三一巻二号二八—三〇頁。

(36) 庄・前掲書二九五頁によれば、家庭電化製品・自動車・マシン等のリースが一般消費者を対象に行なわれているようである。白木・前掲論文・金融法務事情九七七号六頁も近年におけるユーザの多様化現象のひとつとして一般消費者の存在を指摘する。

(三) 物的適用範囲をめぐる解釈基準の設定

以上、判例の分析を通じて、割賦販売以外の取引形態に対して、割賦販売法五条・六条の類推適用を肯定させる実質的根拠を各取引形態ごとに解明してきた。確かに、右の判例分析の結果から、割賦販売以外の取引形態に対して五条・六条の類推適用を認容するためには、三で検討を加えた人的適用範囲に関する要件——当該取引が購入者のために商行

為とならないこと——の他に、機能的分化を遂げながら、一定の牽連性を有する販売業者・購入者・与信者間の法律関係が、割賦販売の取引構造と実質的に同視できる、という物的適用範囲に関する要件の充足が必要であることが確認できる。しかしながら、割賦販売以外の各取引形態について、右の物的適用範囲に関する要件の充足を肯定させる具体的要素は必ずしも一致していなかったと言えよう。ローン提携販売・個品割賦購入あっせん・割賦購入あっせんの場合には、与信者に対する顧客の賦払債務がいずれも割賦代金債務と実質的には異ならないと解される点³⁷⁾が、リース取引の場合には、所有権の実質の売却を契約の目的としてしていると解される点³⁸⁾が、割賦販売の取引構造との実質的同一性を基礎づける決定的メルクマールであると考えられるからである。

そこで、以下では、立法者が五条・六条の適用を予定していた取引形態である割賦販売自体の法構造を分析し、割賦販売を構成する基本的要素を抽出してみることにしよう。割賦販売法五条・六条が、いかなる法構造を持つ取引形態を前提として消費者たる購入者に一定の保護を与えているかを解明することによって、割賦販売と割賦販売以外の消費者信用取引形態とに内包されている共通項の存在を、従って、五条・六条の類推適用を肯定させる解釈的基礎を設定することができると考えるからである。

割賦販売法二条一項によれば、割賦販売とは、購入者から代金を二月以上にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として指定商品を販売すること、と定義されている。右の定義は、確かに割賦販売の取引過程ないし現象を説明しているが、販売業者と購入者の契約関係に必ずしも法的評価を加えているわけではない。これに対して、通説は、割賦販売(契約)を売買代金債務の支払い方式が特別な売買(契約)であると解し、売買の特殊な形態として民法の体系の中に位置づけている³⁸⁾。

ところで、割賦販売を分解してみると、二つの機能を抽出することができる。一つは、買主が一定の商品を購入し、

その代金を分割して支払うという機能（販売機能）であり、もう一つは、売主が買主に分割払いを認容する結果、代金の支払いを猶予するという機能（信用供与機能）である。通説は、割賦販売の第一の機能に法的意義を認め、売主が買主に對して代金の支払いを猶予するのは、売買代金の支払い方式が分割払いである結果として、派生的ないしは二次的に生ずる効果にすぎないと解しているものと考えられる。しかしながら、そのように解すると、何故、売主は自ら同時履行の抗弁権を放棄して売買の目的物を予め買主に給付するのだろうか。又、何故、売主は現金販売代金よりも高額な割賦販売代金を買主に請求できるのだろうか。通説はこの疑問に明確な答えを用意していない。この疑問に対する答えは、前述した割賦販売の第二の機能、つまり、信用供与機能にも法的意義を与えることによつて、初めて明らかになると思われる。⁽³⁹⁾

すなわち、売主が現金販売の場合よりも高額の代金支払いを買主に請求できるのは、売主の側からみれば、代金の支払いを一定期間買主に猶予するという義務を履行した結果、その対価として買主から手数料を受け取る権利が発生するからであり、買主の側からみれば、一定期間代金の支払いの猶予を受ける権利を行使した結果、その対価として売主へ手数料を支払う義務が発生するからである。また、売主が同時履行の抗弁権を自ら放棄し、目的物の引渡義務を先履行するのも、買主から売買代金の他に右に述べた手数料を受領する権利を行使するためであると考えられる。なぜなら、買主には同時履行の抗弁権があるから、商品の引渡と引換えでなければ売主は代金の支払いを請求できず、従つて、代金の支払いにつき猶予を与える対価と考えられる手数料もまた請求の前提を欠くことになるからである。

従つて、販売機能と信用供与機能が密接に結合した取引実態に即して割賦販売の法構造を理解するならば、割賦販売契約とは、当事者の一方が財産権を移転しかつ代金支払いの猶予を与えることを約し、相手方がその代金と代金支払いの猶予を受ける対価（これまでは両者を総称して割賦代金債務と呼んでいた）を支払うことを約することで、その効力を生じる契約であると解せられる。⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾それ故、ある契約が右に述べたような法構造を有し、かつ、代金と代金支払いの

猶予を受ける対価からなる割賦代金債務の支払い方式が、二月以上三回以上の分割払い方式を採り、指定商品を販売する場合には、割賦販売法に定義されているところの割賦販売として、同法の規制を受けることになる。すなわち、(1)商品の所有権の移転を取引の目的としていたこと(第一要件)、(2)購入者が負担する割賦代金債務が代金と代金支払いの猶予を受けるための対価から構成されていること、換言すれば売買代金債務と信用供与を受けるための債務が結合していること(第二要件)、(3)二月以上の期間にわたり、三回以上の分割払いで指定商品が販売されていること(第三要件)——割賦販売法二条一項により付加された要件)、以上の要件を充足する取引形態を割賦販売法は「割賦販売」と呼び、当該取引が購入者のために商行為とならない限り、五条・六条による保護を与えたものと解せられる。

ローン提携販売・個品割賦購入あっせん・割賦購入あっせんの場合に、与信者に対する顧客の賦払債務が割賦代金債務と実質的に異ならないと解される点が割賦販売の取引構造との実質的同一性を基礎づける核心部分となったのは、各取引形態が第一要件及び第三要件を当然にみたしているのに対して、第二要件の充足性が問題となったからであり、リース取引の場合にも、他の要件に比べ第一の要件の充足性が問題であったからである。

つまり、割賦販売以外の取引形態であっても、割賦販売を構成する右に述べた基本的要素を実質的に充たしている場合には、割賦販売と共通する取引構造を採っているという法的評価を下すことができると考えられる。

従って、右に述べた三要件の実質的充足が、割賦販売法五条・六条の物的適用範囲をめぐる解釈基準になると解せられる。

(37) 厳密に言えば、各取引形態ごとにこのような根拠を基礎づける実質的理由に微妙な違いがあることについては、四(一)(a)(b)(c)参照。

(38) 我妻 栄『債権各論中巻一(民法講義V2)』一九五七年三一五頁、柚木 馨『注釈民法(4)』一九六六年五四頁、来栖・前掲書

一六一頁、鈴木・高木編・前掲書二七〇頁、星野英一『民法概論Ⅴ（第二分冊契約各論）』一九七六年一四三頁、打田峻一・稲村良平『割賦販売法』一九七六年一頁、広中俊雄『債権各論講義（第五版）』一九七九年八九頁、篠塚昭次・前田達明編『講義債権各論』一九八一年一〇九頁、石田 稜『民法Ⅴ（契約法）』一九八二年一六〇頁等。

(39) 現行民法上「信用」は、消費貸借契約（民法五八七条）及び期限の利益をめぐる法律関係（民法一三六・同法一三七条）の中でしか法的に位置づけられていない。加藤良三「現代消費者信用法の性格と理論」南山法学一卷一五六頁、同「消費者信用法の基本法理——消費者信用法の性格と基本法理」経済法一九九二五頁は、消費者信用法を把握するために信用の法的意義を論究することが有益だとして、アメリカ法（連邦消費者信用保護法 Consumer Credit Protection Act, 1968）及び統一消費者信用法典 Uniform Consumer Credit Act, 1969）、イギリス法（消費者信用法 Consumer Credit Act, 1974）を手懸りに、次のように述べている。「一般概念としての『信用』とは、債権者の債務者に対して有する金銭債権」であり、「基本的には債権者の危険において債務者に授与される一種の『優遇』または『優待』としての性格の強いもので、法も債権者の側に主として救済の道を開いてきた。しかし、現代の大衆消費者信用社会では前述した信用概念だけでは消費者に不当な責任を負わせる結果になる、として信用を「被供与者に与えられる債務支払の延期を受ける権利」として把える（信用の特殊概念）。竹内昭夫「消費者信用の適正化——総合的消費者信用保護法はどうあるべきか」月刊クレジット二〇〇号二〇—二二頁は、CCPA・第一〇三条。項（「債務の支払を繰り延べる権利または債務を負担しかつその支払を繰り延べる権利であって、債権者により債務者に与えられるもの」）を信用の定義として引用する。又、国民生活審議会消費者政策部会報告「消費者信用取引の適正化について」も消費者信用を「消費者が消費生活に必要な商品・役務又は金銭の取引をするのに際して信用供与者によって与えられる権利で、消費者が支払い又は返済を繰りのべることを内容とする」と定義づけている（前掲「消費者政策の新しい課題」三七頁）。「信用」を法的に位置づけようとする試みは英米だけでなく、西ドイツでも見られる。たとえば、Walter Hadding, Welche Maßnahmen empfehlen sich zum Schutz der Verbrauchers auf dem Gebiet des Konsumkredits? Gutachten zum 53. Deutschen Juristentag, 1980, S. 31は「債務関係の一方の利害関係人が他方の利害関係人に先履行 (Vorleistung) する場合に『信用』を与えているのである。与信者によって利用のために引渡された金銭が、少なくとも同額で返済される、あるいはその金額が給付自体に対する予測された時間内の代償をふくんでいる、という期待を与信者がもつことが、受信者に予め金銭を引き渡す、あるいはその他の給付をする原因となつて居る」と述べている。また、Udo Reifner, Alternatives Wirtschaftsrecht am Beispiel der Verbraucher-verschuldung,

1979, S. 105は、信用とは購買力(Kaufkraft)の一時的提供であり、利用であるという。

(40) 割賦販売の法構造をこのように理解することは、割賦販売契約を売買契約と金銭消費貸借契約の結合した混合契約であると解する理解と同義ではない。右の理解は、確かに割賦販売の信用供与機能の側面にも法的意義を与えている。しかしながら、第一に、契約時に買主が売主から借りた金銭により売買代金債務を完済し、以後買主が売主に金銭消費貸借上の債務を賦払いする、と解することはあまりにも技巧的であり、迂遠である。第二に、割賦手数料には、いわば代金相当額の元本を利用したことに對する対価 \parallel 利息だけではなく、代金を猶予したことによる諸手数料も含まれているから(割賦販売法施行法規則一条二号)、割賦販売の信用供与機能の法的評価としては不十分であると考えられる(割賦販売における現金販売価格と割賦販売価格との差額を「利息」と解する見解として原田 甫・前掲書四註(三)五七頁がある)。

(41) すでに Heck, Wie ist den Mißbräuchen, welche sich bei den Abzahlungsgeschäften herausgestellt haben, entgegen zu wirken? Verhandlungen des 21. Deutschen Juristentages Bd. 1, 1890, S. 131—195 は、割賦販売における商品引渡と信用取引の結合を強調している(vgl. Marschall v. Bieberstein, Der finanzierte Abzahlungskauf, 1980, S. 46—47)。

五 結 語

(一) 他の先進資本主義国におけると同様に、我国においても、消費者信用取引に對する包括的規制の必要性が指摘されながら「いかなる消費者信用取引をいかに規制するか、そしてそのためにいかなる立法措置が必要であるか」という具体的水準における合意形成には未だ至っていない。このような現状認識が本稿の出発点であった。勿論、このことは我国ではこれまで消費者信用取引に對する包括的規制の方向につき提言が行なわれてこなかったという意味ではない。すでに、消費者信用取引につき立法的解決を計った諸外国の法制度の比較研究に基づいて、すぐれた提案がなされて

い⁽¹⁾る。しかしながら、それにも拘らず、包括的規制法につき具体的な法改正ないし新立法の準備が渋滞しているのは何故であろうか。一つの原因は、現行法とりわけ契約法の体系における消費者信用取引の位置づけが不鮮明なままであることに基づいていると思われる。すなわち、第一に、我国において利用されている各消費者信用取引の法構造の確定と⁽²⁾法律的観点からの類型化作業に関する研究が遅れていること、第二に、解釈論を通じて我国の伝統的な法制度の活用とその限界に関する研究が不十分なことである。

本稿は、直接には後者の研究の不備を補うことを目的としている。すなわち、消費者信用取引の古典的形態である割賦販売において、購入者による賦払金の遅滞を理由として取引関係が清算される場合に、購入者に一定の保護を与えている割賦販売法五条・六条の人的・物的適用範囲を解明し、消費者信用取引に共通して発生する、購入者側の賦払金の遅滞をめぐる法律問題に、共通した解答を提供するための解釈的基礎を与えようとするところに本稿の課題があるからである。

本稿の結論を要約すれば、次のように整理することができる。(1)割賦販売法五条・六条は、いずれも、当該取引が購入者のために商行為とならない以上、適用されると解される。この意味において、五条・六条は消費者取引を規制するための規定と換言できる(人的適用範囲)。(2)割賦販売法は、商品の所有権の移転を取引の目的としていること、購入者が負担する割賦代金債務が売買代金と信用供与を受けるための対価から構成されていること、二月以上の期間にわたり三回以上の分割払いで指定商品が販売されていること、以上の要件を充足する取引形態を割賦販売と呼び、この取引形態を利用する購入者に五条・六条によって一定の保護を与えたものと解せられる。それ故、割賦販売以外の消費者信用取引であっても、各取引形態が割賦販売を構成する右に述べた基本的要素を⁽³⁾実質的に充たしている場合には、割賦販売法五条・六条を類推適用すべきである(物的適用範囲)。従って、伝統的な法制度である割賦販売法五条・六条

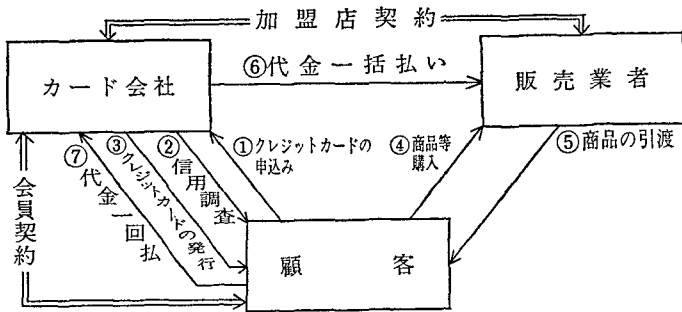


図14 銀行系のクレジットカード

の解積論を通じて、右の人的・物的適用範囲に関する要件をみたす限りは、賦払金を遅滞した顧客に割賦販売の場合と同様の保護が与えられることになると考えられる。

(二) しかしながら、法の欠缺を解積論で補うとしても、そこには自ら限界がある。今日では商品の販売のみならず、役務の提供に伴って消費者に信用供与が行なわれている⁽⁴⁾。それにも拘らず、割賦販売法が商品、しかも指定商品の販売の場合に限って、消費者たる購入者に一定の保護を与えている点が問題となる。仮に、消費者が指定商品以外の商品の購入ないし役務の提供を受けることを目的として信用の供与を受け、賦払金を遅滞したとしても、割賦販売法五条・六条を適用ないし類推適用する要件を欠いているからである。また、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上の分割払い方式を採らない信用供与形態に対しても割賦販売法は全く無力であると云わなければならない。たとえば、銀行系のクレジットカードの場合、与信者たるカード会社は消費者に一定の期間（最低二五日から最高五五日）の支払猶予を与え、その後一回払いする方式を採用している⁽⁵⁾。この点を除けば、信販会社及び協同組合系のクレジットカード、すなわち割賦購入あっせんの場合と基本的には異なるない取引構造を有している（図14参照）。しかし、カード会社が顧客の債務不履行を理由として、期限の利益を喪失させ残債務と約定遅延損害金を顧客に請求する場合に割賦販売法五条・六条を類推適用することはできないと解せられる⁽⁶⁾。割

説 賦販売法は、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して賦払金を支払う場合を前提として取引規制を行なっているからである。

論 結局、このように割賦販売法五条・六条の解釈論を通じても保護されない消費者が存在することが、消費者の債務不履行を理由とする消費者信用取引関係の清算の問題につき、立法論として包括的規制が必要であることを裏付けている

と思われる。本稿において検討を加えてきたところから、包括的規制の具体的方向を提示するとすれば、少なくとも、ある取引が商品の販売ないし役務の提供を目的として締結され、購入者ないし被提供者が、商品購入の対価ないし役務の提供を受ける対価と信用供与を受ける対価から構成される債務を負担し、かつ、当該取引が購入者ないし被提供者のために商行為とならない限り、同一の法規制が必要であると言えるのではなからうか。⁽⁷⁾

(三) 一方で、各消費者信用取引に共通して発生していると考えられる問題点につき、本稿におけるように伝統的法制度の活用の可能性と限界を説明する作業を、他方で、各取引形態の法構造自体を確定し類型化する作業を通じて提示されるべき包括的規制法が、契約法体系にいかなるインパクトを与えるかは未解決の問題である。当面は、我国において必要とされる包括的規制法の具体像を描き出すために、このような視角を持つ研究の積み重ねが今後の課題として残されている。

(1) 包括的規制の方向を示すものとして、四註(1)・(38)に挙げた邦文文献参照。

(2) 加えて、包括的規制法につき立法化作業の大きな障害となっている点として、行政権限の調整の問題をあげることができる。

竹内昭夫教授は、すでに一九七二年四月一九日第六八回国会衆議院商工委員会において、我国の行政機構のあり方を考慮することの必要性を指摘されている(同会議録一五号一頁)。我国では、銀行取引は大蔵省、宅地建物取引は建設省、耐久消費財等の割賦販売等は通産省、旅行業者の行なう信用供与等は運輸省というように業種に応じた所轄官庁が分かれているからである。従って、

包括的規制法の立法化に際しても、たとえば規制の結果を同一にする複数の新立法ないし現行法の改正という方式があるいは現実的かもしれない。しかし、このような立法化の方向は、特別法による債権法の分散化をさらに進めることになり、紛争解決基準の発見をますます困難にする虞れがある。

(3) このような視点からの研究として、たとえば、清水 巖「クレジットカードの法構造Ⅰ—5」未完、法律時報四五卷一四号、

同四六卷六号、同四八卷二号、同四八卷三号、同四九卷一号がある。拙稿「ローン提携販売の法構造(一)・(二)」未完、北大法学論集

三〇卷二号、同三号も同様の視点に基づくものである。

(4) たとえば、トラベルローン、ブライダルローン等。

(5) 今日銀行系のクレジットカードに分割払い方式が認められていないのは、競争力の強い銀行と中小企業の多いクレジットカード業界間の分野調整的要素が強い(たとえば、朝日新聞昭和五三年九月二四日朝刊)。また、カード会社が顧客から手数料を徴収しない(但し、加盟店からは徴収している)のは、営業政策の問題と考えられる。

(6) これに対して百貨店・スーパーのクレジットカードをその取引形態の点から分析すると、(1)掛売ないし一回払いのみが可能である場合、(2)通常の割賦販売の場合、(3)自社による割賦販売ではあるが代金支払方式にリボルビングシステム(revolving charge account)——一定の与信限度内でのクレジットによる商品購入を認め、常にその一定額ないし一定率の金額の支払いを義務づけ、残額に手数料が加算される(6)が導入されている場合、(4)いわゆる代行カード、提携カードと呼ばれるもので、カードに百貨店等の名称・マークを入れてあり、カードの通用範囲が百貨店等の直営店に限られているが、信用供与機能(信用調査、資金負担、代金回収、貸倒処理)はすべて信販会社等に委託している場合、(5)ローン提携販売方式を採用しながら、金融機関等への支払方式が割賦払いではなくリボルビングシステムが導入されている場合、に分類することができ(1)(2)(3)が二当事者間カードであり、(4)(5)が三当事者間カードである。(2)(4)には本文で述べたところから割賦販売法五条・六条の規制が及ぶと考えられるが、(1)(3)(5)については、現行割賦販売法が二月以上の期間にわたり三回以上に分割して割賦金を支払う場合のみを規制対象としている点から、割賦販売法五条・六条の規制は及ばないと解される。国民生活センター調査資料「クレジットカードの現状(1)―①」月刊クレジット二六八一―二九一号参照。

(7) 割賦販売法五条・六条の適用範囲を本稿で述べてきたように拡大していくと、消費者への直接貸付の取引形態による信用供与が増大すると予想される。取引形態の経済的機能の共通性を考慮すれば、消費者の債務不履行を理由とする金融取引の清算の問題

も包括的に規制することが必要となってくるであろう。ただ、その場合に、売買ないし役務の提供等と信用供与との関連性が販売信用取引ほど密接でない金融取引の特性をどの程度、どのように考慮するかが一つの重要なポイントになると考えられる。

(8) この点で、ジェラール・コルニユ「フランスにおける契約法の変遷」(星野英一訳)日仏法学会編『日本とフランスの契約観』一九八二年三四—五六頁、及び、西ドインにおける最近の債権法改正についての検討に注目したい。Bundesminister der Justiz (Hrsg.), Gutachten und Vorschläge zur Überarbeitung des Schuldrechts, 2Bde., 1981 (紹介、下森 定・飯島紀昭他「西ドイツ債権法改正の動向(上)・(下)」ジュリスト七七一号—七七一頁以下、同七七二号—七七二頁以下)

Konsumentenkredit in Japan und die §§ 5, 6 des Gesetzes über die Abzahlungsgeschäfte (2)

Emiko CHIBA*

1. Problemstellung
2. Die Meinung des Gesetzgebers über den Anwendungsbereich der §§ 5,6 des AbzG
3. Die personellen Grenzen des Anwendungsbereiches (Bd. 33 Heft 2)
4. Die sachlichen Grenzen des Anwendungsbereiches
5. Ergebnisse (in diesem Heft)

4. Wie im 2. Abschnitt erwähnt, sind die §§ 5, 6 des AbzG der Absicht des Gesetzgebers nach anwendbar nur auf einfache Abzahlungskäufe. Nach 1955 wuchs in Japan jedoch die Zahl der Formen des Konsumentenkredits, insbesondere des Ratenkredits, an. Deshalb ist heute weiter zu fragen, ob die §§ 5, 6 des AbzG als überkommene Schutzvorschriften für die Abzahlungskäufer auf alle Formen des Konsumentenkredits ausgedehnt werden können und sollen.

Trotz der vielfältigen Erscheinungsformen des Konsumentenkredits gibt es die folgende Gemeinsamkeit unter diesen Kreditformen: eingeständige Finanzierungsinstitute dürfen an der Finanzierung dieser Geschäfte partizipieren. Mit anderen Worten: der Verkäufer wird aus dem Prozess der Kreditgewährung und der damit verbundenen Überwachung der Kreditabwicklung ganz oder teilweise ausgenommen.

Für die Verbraucher ist es aber nicht wichtig, wer ihnen den Kredit einräumt, sondern ob sie Waren auf Ratenzahlung erwerben

* Assistentin an der Juristischen Fakultät der Universität Hokkaido

können oder nicht. Deshalb sollten die Verbraucher bei den anderen Kreditformen zumindest einen gleichwertigen Schutz wie beim Abzahlungskauf erhalten, solange das betreffende Geschäft die gleiche wirtschaftliche Funktion wie die Abzahlungskäufe erfüllt: Die Konsumentenkreditformen, wenigstens aber alle Ratenkreditformen, sollen dringend einheitlich geregelt werden.

Aus diesem Sachverhalt allein folgt jedoch nicht, daß die §§ 5,6 des AbzG analog auf andere Kreditformen anwendbar seien. Wenn man nur der wirtschaftlichen Funktion, die das betreffende Geschäft als Ganzes erfüllt, Rechnung trüge, so wären die §§ 5,6 des AbzG auf die zweckungebunden Kreditform (wobei ein Verbraucher mit einem Finanzierungsinstitut einen Darlehensvertrag abschliesse, um Kaufgeld aufzubringen, und das Finanzierungsinstitut ihm den Darlehensbetrag zur Verfügung stellte) analog anwendbar. Es kommt darauf an, ob die dreiseitigen Rechtsverhältnisse zwischen einem Verbraucher (d. h. Käufer und Kreditnehmer), einem Verkäufer und einem Kreditgeber mit der Rechtsstruktur des Abzahlungskaufs gleichgesetzt werden können oder nicht.

Aus diesem Blickwinkel wird in der vorliegenden Arbeit zuerst versucht, die Begründungen der Rechtsprechung, die die §§ 5,6 des AbzG einerseits auf andere Kreditformen (Abzahlungskäufe ausgenommen) erstreckte und andererseits nicht, aufzuklären. Unsere zweite Aufgabe ist es, den Abzahlungskauf einer juristischen Analyse zu unterziehen. Hieraus ergibt sich, daß die folgenden Merkmale als Voraussetzungen für die Anwendung der §§ 5,6 des AbzG auf die Abzahlungskäufe anzusehen sind: (1) die Übereignung beweglicher Sachen ist der Zweck des betreffenden Geschäfts; (2) die Teilzahlungspflicht, die die Hauptpflicht des Abzahlungskäufers ist, besteht nicht nur aus dem Barkaufpreis, sondern auch aus den Kreditkosten, d. h. in der Ratenzahlungspflicht sind die Preiszahlungspflicht und das Entgelt für die Kreditgewährung enthalten; (3) die vom Gesetz über die Abzahlungsgeschäfte vorgesehenen Waren werden in über 3 Raten und in einer Frist von über 2 Monaten verkauft (Vgl. § 2 I des AbzG). Das Kriterium für die analoge Anwendung der §§ 5,6 des

AbzG auf andere Kreditformen ist *in Wirklich* das Vorhandensein der drei vorgennanten Merkmale. Zum Beispiel, bei der Kreditform „Rönteikeihanbai“ in Japan, die ähnlich dem finanzierten Abzahlungskauf in der Bundesrepublik Deutschland ist, handelt es sich vor allem darum, ob die Ratenzahlungspflicht des Verbrauchers an die Bank mit der Teilzahlungspflicht des Abzahlungskäufers gleichgesetzt werden kann (Vgl. (2)). Freilich muß die Trennung von Kauf und Darlehen bei der Kreditform „Rönteikeihanbai“ als funktionale organisierte „Differenzierung unterscheidbarer Leistungselemente“ gesehen werden. Andererseits ergänzen ein Kaufvertrag und ein Darlehensvertrag sich zu einer solchen Verbindung, daß normalerweise keiner der beiden Verträge ohne das Zustandekommen des anderen geschlossen worden wäre. Die direkte Überweisung des Darlehens an den Verkäufer wird zu der Sicherung dieser Verbindung. Hier geht hervor, daß die Kaufpreisschuld und die Darlehensschuld miteinander verbunden sind.

5. Schließlich kann man sagen, daß die §§ 5,6 des AbzG den Verbrauchern bei den anderen Kreditformen den gleichen Schutz wie beim Abzahlungskauf geben, soweit das betreffende Geschäft die vorgeschriebenen personellen und sachlichen Voraussetzungen erfüllt. Dies stellt gleichzeitig die Grenzen des Anwendungsbereiches der §§ 5,6 des AbzG dar.